租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(連結法人用)

≪令和3年4月1日以後終了連結事業年度≫

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

令和3年6月国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー

₽,

法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト

<u>Q</u>

凡 例

略称	意義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成22年政令第 67号)
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第8条の規定に よる改正前の租税特別措置法
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定に よる改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規 定による改正前の租税特別措置法
平成31年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定に よる改正前の租税特別措置法
令和3年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第7条の規定に よる改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認 定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動 法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)

⁽注) この手引は、令和3年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

Ι	租特透明化法の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
П	適用額明細書の記載(入力)要領等······ 1 書面で提出する場合の記載要領····· 2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領···· 3 事業種目・業種番号一覧表·····	6 9
Ш	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	別表六の二(五) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	別表六の二(六) 中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書····· 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (中小企業技術基盤強化税制)	18
	別表六の二(九) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (特別試験研究費に係る税額控除)	19
	別表六の二(十) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する 明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	21
	別表六の二(十二) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	別表六の二(十三) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関	24

別	表六の二(十四)	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	国際戦略総合特	別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	けん	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
別	表六の二(十六)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控 除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	地方活力向上地	域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
			28
		は域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
		認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
		特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関	
		特定中小連結法人が程営政善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
		中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
ניכ <i>ו</i>			31
別	表六の二(二十一)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明	
	給与等の引上げ	細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
別	表六の二(二十二)	中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する	
	中小連結法人が	明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
		給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書····・ が増加した場合の法人税額の特別控除	34
別	表六の二(二十五)	中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	中小連結法人の	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別	表六の二(二十七)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	認定特定高度情	報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
	事業適応設備を 事業適応設備を	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・ 取得した場合等の法人税額の特別控除(情報技術事業適応設備の取得等をした場合) 取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合) 取得した場合等の法人税額の特別控除(生産工程効率化等設備等の取得等をした場合)	37
		認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例に関する明細書・・・・・ ほ結法人の連結欠損金の損金質入の特例	38

別	特定株式投	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・ 資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	39
別		国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	国家戦略特	ー 別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	
別	探鉱準備金	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱 費の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
別		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の 損金算入又は益金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
別	特定の基金 社会保険診	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得 又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明 細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
別	特定の基金 連結法人で 社会保険診	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得 又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績 連動給与の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
別	沖縄の情報 沖縄の国際	(一) 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
別	収用換地等 特定土地区 特定住宅地 農地保有の	(二) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
別		(三)特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
別) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
別		.) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・・・・・・・・・・	51

別表十二(六)特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書・・ 特定災害防止準備金の損金算入	52
別表十二(八) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・ 原子力発電施設解体準備金の損金算入	53
別表十二(九) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・ 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	54
別表十二(十)保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入	56
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書····· 特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	58
別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	60
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え) (航空機騒音障害区域の内から外への買換え) (既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え) (所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え) (固疎地域の外から内への買換え) (協採地域の外から内への買換え) (防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え) (特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	62
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書···· 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	65
別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮 額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
別表十三(八) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する 明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
別表十三(九) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・ 技術研究組合の連結所得の計算の特例	68

別表十三(十)	転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書
to a trade and the A	69
転廃業助成金	等に係る課税の特例
	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書·······71 伴い資産を取得した場合の課税の特例
	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・ 72 利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例
別表十六(二) 別表十六(三)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書又は 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
	ネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却)
	去人が機械等を取得した場合の特別償却)
(国家戦略特	特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
(国際戦略約	総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
(地域経済	を引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却)
(地方活力向	句上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却)
(特定中小河	車結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却)
(中小連結注	去人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却)
(認定特定高	高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却)
(事業適応詞	役備を取得した場合等の特別償却)
(再生可能=	エネルギー発電設備等の特別償却)
(特定船舶の	つ特別償却(船舶の特別償却))
(港湾隣接均	也域における技術基準適合施設の特別償却)
(被災代替資	資産等の特別償却)
(関西文化学	学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)
(特定事業統	迷続力強化設備等の特別償却)
(共同利用加	を設の特別償却)
(特定地域)	こおける工業用機械等の特別償却)
(沖縄の産業	業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
(沖縄の国際	祭物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
(沖縄の経済	斉金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
(沖縄の離島	島地域における旅館業用建物等の特別償却)
(特定地域)	こおける産業振興機械等の割増償却)
(医療用機器	器等の特別償却)
	雇用する場合の特定機械装置の割増償却)
	計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)
	再生建築物の割増償却)
0	物等の割増償却)
(特別償却	下足額がある場合の償却限度額の計算の特例)
事業適応設備	繰延資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	特別償却準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	、別表十六(二)、別表十六(三)、別表十六(五) 又は別表十六(六)における特別償却又は i金方式で行った場合

(準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))

π/	「滴田額田細書	及び「滴田額田細書の記書	武の手引」の掲載案内・・・・・・	87

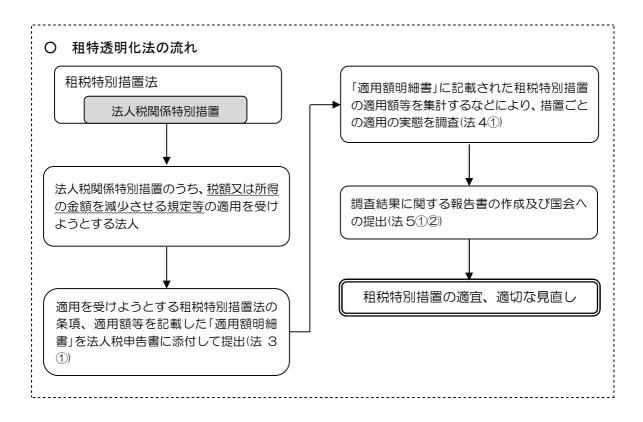
Ⅰ 和特透明化法の概要等

1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法1)。

この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち<u>税額又は</u>所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法3①)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど、措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります(法4①、5①②)。





「適用額明細書」とは何ですか?

- A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。
 - (注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。



「法人税関係特別措置」とは何ですか?

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令2)をいいます。



なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか?

A3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、 適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。



「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか?

A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税 関係特別措置の適用を受けることができます。

- 「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか?
- A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか?

- A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp)からダウンロードが可能です(掲載場所は、P87 (IV「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内)をご参照ください。)。
- Q7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか?
- A7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。 詳しくは、e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください。
- Q8 「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか?
- A8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」 を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
 - (参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (Q9) 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか?
- A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。
- Q10 「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか?
- A10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。 記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただ く必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「連結所得金額又は連結欠損金額」等は別表一の二に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制 改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異な る場合がありますので、適用を受けようとする連結事業年度の「適用額明細書の記載 の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

- (例) 「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」(区分番号「10369」) 連結所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円で あるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。
- ④ 「連結所得金額がO円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤 り

「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか?

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

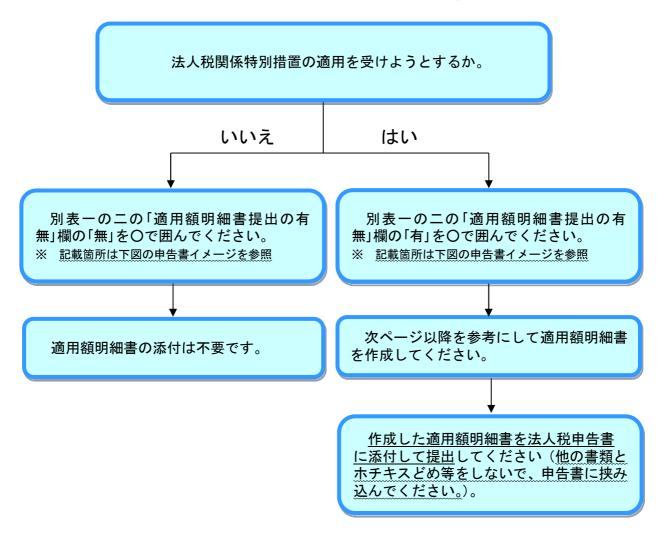
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか?

A12 震災特例法の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

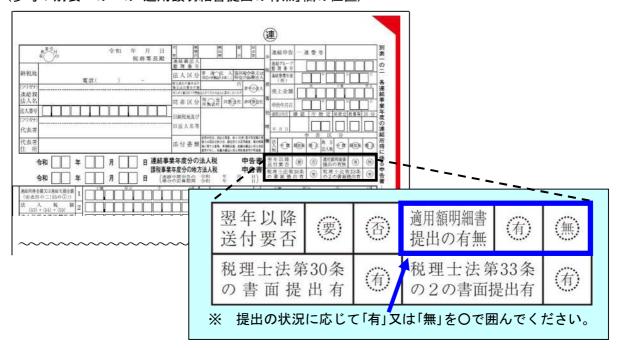
なお、震災特例法第25条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて特別試験研究費の額に係る税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による特別試験研究費の額に係る税額控除の金額と区分がされずに別表六の二(九)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六の二(九)に記載した金額をそのまま転記してください。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



(参考:別表一の二の「適用額明細書提出の有無」欄の位置)



Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

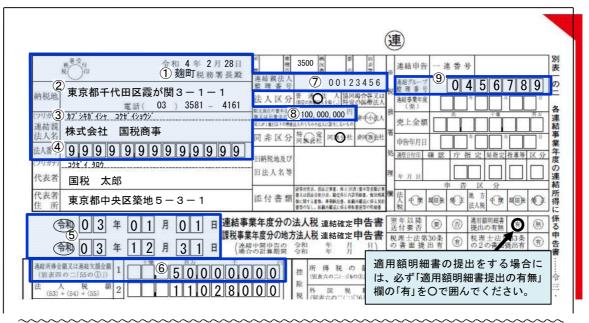
1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一の二の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。 〈記載例〉

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

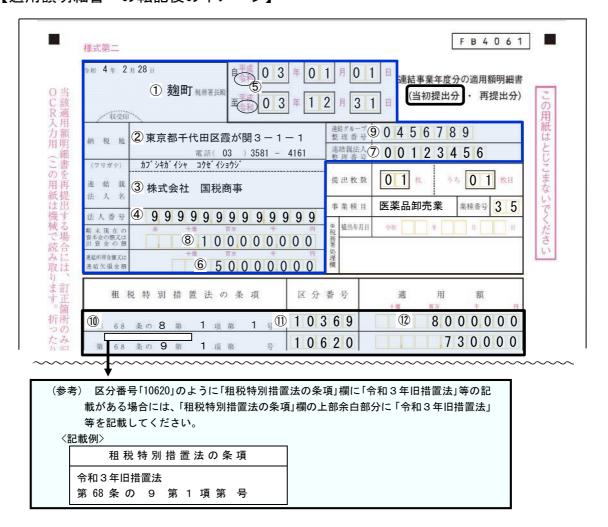
【別表一の二の記載内容】



【別表一の二次葉の記載内容】



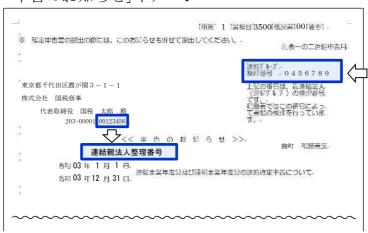
【適用額明細書への転記後のイメージ】



〇 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
 - (参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」)。)をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ



- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、 該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
 - (参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、 1枠内に1文字を右詰めで記載してください。なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、 その数字の一つ上の桁の枠内に「一」又は「△」を付してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、<u>他の書類とホチキスどめ等をしない</u>で、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

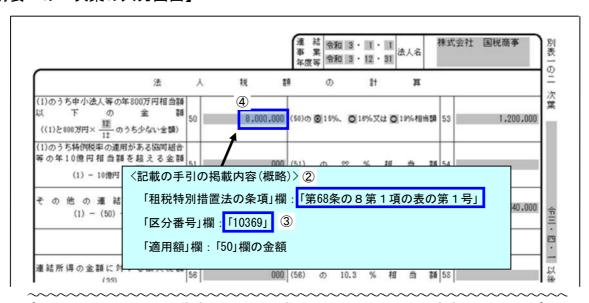
なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P15以降の「Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。 〈**入力**例〉

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

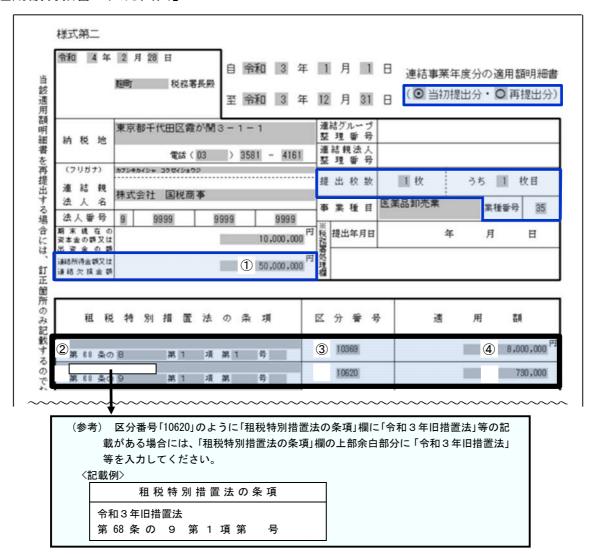
【別表一の二の入力画面】



【別表一の二次葉の入力画面】



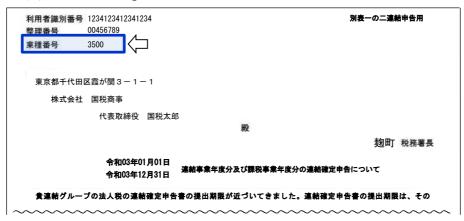
【適用額明細書の入力画面】



○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、 該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画 面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)。
 - (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ



(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



3 事業種目・業種番号一覧表

事:	業種目	業種 番号	事業種目				
	水産食料品		皮革·同製品製造業	皮革製品	16		
	調味料			ガラス・同製品			
	精穀、製粉			セメント・同製品			
	砂糖		窯業、土石製品、製造業	建設用粘土製品、耐火物	17		
食料品製造業	菓子	01		陶磁器·同関連製品			
及付吅发坦未	パン類	01		その他の窯業・土石製品			
	清涼飲料		鉄鋼業	鉄鋼	18		
	酒類			銑鉄鋳物	10		
	畜産食料品		非鉄金属製造業	非鉄金属	19		
	その他の食料品			構築用金属製品			
	製糸			金属打抜き・プレス加工			
製糸、紡績、ねん糸業	紡績	02	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20		
	ねん糸			くぎ、ボルト、ナット、線材製品			
	綿・スフ織物]	その他の金属製品			
4± μm 1/2	絹•人絹織物	00		金属加工機械			
織物業	毛織物	03		繊維機械			
	その他の織物			農業用機械	21		
ニット製造業	ニット	04	機械製造業	建設機械			
染色整理業	染色整理	05]	産業用機械			
その他の繊維工業		06		事務用・サービス用・民生用機械器具			
	男子服、作業服、学校服			その他の機械			
	婦人、子供服		** D. T. C. 1/4 14 10 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	産業用電気機械器具			
衣服、その他の繊維製品 製造業	ワイシャツ、下着	07	産業用電気機械器具製造業	電子機器	22		
表 但未	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23		
	その他の繊維製品		通信機械器具製造業	通信機械器具	24		
	製材			自動車·同付属品			
木材、木製品製造業	木製容器	08		鉄道車両	25		
	その他の木製品		輸送用機械器具製造業	自転車・オートバイ			
	家具		1	船舶			
家具、装備品製造業	建具	09		その他の輸送用機械器具			
	その他の家具・装備品		理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等	26		
	パルプ、紙		光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27		
パルプ、紙、紙製品製造業	紙製容器	10	時計·同部品製造業	時計·同部品	28		
	その他のパルプ・紙製品			玩具、娯楽用品、スポーツ・体育用品			
	新聞、出版]	事務用品			
新聞、出版、印刷業	印刷	11		貴金属製品			
	製版、製本、その他の印刷物加工		その他の製造業	楽器、レコード	29		
	==		1	北 白 目 北 公 口	29		
	化学肥料			装身具、装飾品			
	化学肥料 有機化学工業製品			プラスチック製品	-		
ルヴェ業		10					
化学工業	有機化学工業製品	12		プラスチック製品			
化学工業	有機化学工業製品 化学繊維	12		プラスチック製品 その他の製造			
化学工業	有機化学工業製品 化学繊維 油脂加工品、せっけん、塗料等	12		プラスチック製品 その他の製造 米穀類			
	有機化学工業製品 化学繊維 油脂加工品、せっけん、塗料等 医薬品		飲食料品卸売業	プラスチック製品 その他の製造 米穀類 野菜、果物	31		
化学工業 石油製品製造業	有機化学工業製品 化学繊維 油脂加工品、せっけん、塗料等 医薬品 その他の化学工業	12	飲食料品卸売業	プラスチック製品 その他の製造 米穀類 野菜、果物 食肉	31		
	有機化学工業製品 化学繊維 油脂加工品、せっけん、塗料等 医薬品 その他の化学工業 石油精製		飲食料品卸売業	プラスチック製品 その他の製造 米穀類 野菜、果物 食肉 生鮮魚介そう	31		

事:	業 種 目	業種 番号	事;	業 種 目	業種 番号			
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31		鮮魚				
以及科加即冗未	その他の飲食料品	31		野菜、果物				
	生糸、繭、原糸、繊維品		给会似日小主要	菓子、パン類	41			
	呉服、太物		飲食料品小売業	米穀類	41			
	その他の織物			料理品				
	洋服類			その他飲食料品				
继维口知主要	寝具類	20	始版小主 类	呉服	42			
繊維品卸売業	靴、履物	32	織物小売業	洋服地	42			
	かばん、袋物			寝具類				
	下着類			男子既製服				
	小間物			男子注文服				
	洋品雑貨、その他の繊維品			婦人•子供服				
	木材、竹材		衣服、身の回り品小売業	靴	43			
7.4. / / 1.4. July / 1.7 1.4. W.	セメント							
建築材料卸売業 	板ガラス	33		洋品雑貨				
	その他の建築材料			小間物				
	家具、建具			その他の衣服・身の回り品				
家具、建具、じゅう器卸売業	 荒物			家具、建具				
	陶磁器・ガラス器	34		金物	7			
	その他のじゅう器			 荒物				
	医薬品		家具、建具、じゅう器小売業	陶磁器、ガラス器	44			
医薬品、化粧品、卸売業	化粧品	35		家庭用電気機械器具				
	一般機械器具			その他のじゅう器				
	自動車・同部品			医薬品				
機械器具卸売業	—————————— 輸送用機械器具	36	医薬品、化粧品、小売業		45			
	精密機械器具		T45.±	百貨店				
	電気·通信機械器具		百貨店	—————————————————————————————————————	46			
	石炭			スポーツ用品				
	石油			玩具、娯楽用品				
鉱物、金属材料、卸売業	鉱物	37	趣味、娯楽用品等小売業	楽器、レコード	47			
	鉄鋼			貴金属製品、宝石				
	非鉄金属			その他の趣味・娯楽用品等				
	貿易			燃料				
貿易業	輸出	38		書籍、雑誌				
	輸入			文房具、紙				
	紙、紙製品			中古品				
	再生資源		7 o // o ./ + **	農機具				
	家庭用金物		その他の小売業	写真機、写真材料	49			
	建築用金物			時計、眼鏡				
7 0 11 0 fm + 114	薪炭類			自動車、自転車				
その他の卸売業	肥料	39		土産物				
	文房具			その他の小売				
	 玩具、娯楽用品			一般土木建築工事				
	貴金属製品、宝石		// Λ 7.4.=Π. λ ¹¹⁴	土木工事	-			
	その他の卸売		総合建設業	建築工事	51			
	各種食料品			木造建築工事	\dashv			
飲食料品小売業	酒	41	職別建設業	職別土木建築工事	52			
以及作品小儿木								

事	業 種 目	業種 番号	Ę	事業種 目	業種 番号	
ឝ 파미과국사	管工事	52		料亭		
職別建設業	その他の設備工事	52		日本料理		
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理		
ᅷᇛᅶᇎ	乗合バス、貸切バス			外国料理		
道路旅客運送業	ハイヤー、タクシー	62	101 TIL AL A + 314	すし		
、キロケイド (下 /正 /) オー	貨物自動車		- 料理·飲食店業	そば、うどん	78	
道路貨物運送業	その他の道路貨物運送	63		バー		
	水運	64	1	キャバレー		
倉庫業	倉庫	65	1			
1 W 7 E 7 7 W	放送		1	その他の飲食		
放送·電信·電話業	電信・電話	66		温泉旅館、観光ホテル		
電気供給業	電気供給	67	16.04.18	ラブホテル、モーテル		
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68	旅館業		79	
	航空運輸		1	その他の旅館		
その他の運輸、運輸附帯		69		農業		
サービス、水道業	水道		農林業	林業	81	
			漁業、水産養殖業	漁業	82	
	洗い張り、染物		金属鉱業		83	
	写真		石炭鉱業		84	
	理髪		原油・天然ガス鉱業		85	
	美容浴場			採石、砂·砂利採取		
対個人サービス業		71	非金属鉱業	その他の非金属鉱業	86	
	ソープランド			銀行		
	駐車場			信用金庫		
	保育所、老人ホーム			信用組合		
	その他の対個人サービス		銀行・信託業	農業協同組合	87	
	広告		†	漁業協同組合		
	物品賃貸			その他の銀行・信託		
対事業所サービス業	情報サービス、興信所	72		質屋	88	
	その他の対事業所サービス		その他の金融業	貸金		
	映画館			その他の金融		
映画業	映画サービス	73	 証券、商品取引業	証券、商品取引	89	
	パチンコ		ET 21 C INTERNATION			
	ゴルフ場		保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90	
娯楽業	運動施設	74				
	その他の娯楽		不動産業	不動産代理仲介	91	
	土木建築サービス		3/2/	その他の不動産		
	医療保健			教育		
その他のサービス業	医療関連サービス	75	その他の産業	分類不能 分類不能	99	
	廃棄物処理	\dashv		/3 /A I IIL		
	その他のサービス	\dashv				
自動車修理業	自動車修理	76	1			
口划十岁在不	機械修理	7.5	1			
その他の修理業	電気機械修理	77				
この心の心性不	毛	┤ ′′				
	ての他の修理		_			

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別 [5	表 0」)	ーの二 又は「5	次葉 2」欄に	記載が	ある場	場合し	には、	、適月	用額	归糸	田書	書 に	نا:	下	の言	記載	ָּילל גֿי	必要	そで	す。			
					法	人		税	割			ص ص			計		算						
額」	以下	の金額		の年800万 うち少な!		50			000	(50)) T) 1	5 %	, 1	6 %	又	は19)%柞	相 当	額	53		
		の年10亿		適用があ 額を超え]× 1 2		51			000	(5)	l)	0	り	22	(%	相	弄	á	額	54		
そ	の		· 連 結) — (50) —	所 得 - (51)	金 額	52			000	(52	2) 0	カ 2	20 '	% J	ては	t 23	.2 %	る相	当	額	55		
					地	方	法	人	移	ź	額	頁	(ກ 	Ē	 	算						
連	結列	所得の <i>包</i>	を額に対 (33)	けする法	人税額	56			000	(56	s)	の	•]	10. 3				P	16	参	ş ļ	沼沢	
課和	说連	基結留保	:金額に対 (34)	対する法	人税額	57			000	(57	7)	の)]	10. 3		/ U	ТН		1	HX	00		
					この	申台	告が	修正	申告	ī 7	: t	5 4	る [‡]	場合	ŝ σ.	計	算						
		連 結 連 糸	所 得 告 欠		又 は 金 額	60				t d -		連交		結ず	所 る		の : ノ			に額	68		
	こ の	課税:	土 地 譲	渡利益	金額	61				地方	この	課文		注 す	E 結	吉 留	イ保 ・ ノ			に額	69		
	申告	課税	連結	留 保	金 額	62				法人	申		₹ ₹	 说		進 38) +	法 · (69)	人	税	額	70		00
锐 額		法	人	税	額	63				税	告	確	Ē Ž	定力	也	方	法	人	税	額	71		
観 	٧ <i>)</i> .	還	付	金	額	64	外			額の	前	中	1	FF.	j	還	1	付		額	72		
	又 ((1	の申告に は 減 少 l6) — (63) よ((64) -	、する 遺 ご若 しく	ナすべき法 還 付 請っ 、 は ((16)	云人税額 ド税額 +(64))	65	外		00	計	の	大 還		金	の付	繰	戻し 金			る額	73		
	۲			の当期	控除額	66				算	地 ((4	44) -	方 —(7	; 1))若	法 しく	は(納 人 (44) + 3) — (税 - (72)	+ (73	額 }))	74		0
	告	翌期~	繰り越	す連結	欠損金	67					<u> </u>											<u> </u>	

別表一の二次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注)1 適用額は、年800万円が上限となります。
 - 2 別表一の二「1」欄が「O」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。
 - 3 連結親法人が適用除外事業者(*)に該当する普通法人である場合は、本特例の対象から除かれますの で、適用額明細書に記載しないでください。
 - (*) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の合計額をその各連結事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定連結親法人及びその連結子法人の全てが設立後3年を経過していないことや判定連結親法人又はその連結子法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える連結親法人及びその連結子法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第68条の8第1項の表の第1号	10369 ※ 1	「50」欄の金額
	第68条の8第1項の表の第2号	10370 ※ 2	
	第68条の8第1項の表の第3 号	10371 ※ 3	
	第68条の8第2項	10372 ※ 4	

- ※1 連結親法人が普通法人であり、当該各連結事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である場合又は資本金若しくは出資金を有していない場合(特定の医療法人である場合を除きます。)
- ※2 連結親法人が協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)である場合
- ※3 連結親法人が特定の医療法人である場合
- ※4 連結親法人が特定の協同組合等(*)である場合
- (*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特 例	第68条の100第1項	10382	「50」及び「52」 欄の合計金額

別表六の二(五) 「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

	役試験研究質に係る法人祝額の₹ 細書	守別控除1~関9 つ	年
特			の適用可否
	別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件の	いずれかに該当する場合又は連結	親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合) 可
試	験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	連開 (7) > 9.4%かつ連結親法人事業年 結始 度が令和5年3月31日以前に開始 親す する連結事業年度の場合 15
控除対象試	同上のうち特別試験研究費以外の額の 合計額	2	額 法る 人連 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$ 事結
験研究費の額の合計	(1)のうち一般試験研究費に係る税額控 除の対象とする特別試験研究費の額の 合計額) 3	業事 年業 年業 度年 が度 割 和場 会 3 合
額の計算	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)+(3) 比較試験研究費の合計額	4	年 4 月 税 額 控 除 割 合 1 ((10) (15) X(は(10)) ((10)
增減試験研究	(各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計) 増減試験研究費の額	1me	計 ((10)、(15)又は(16))+((10)、 (15)又は(16))×(11) (17) 後 (小数点以下3位未満切捨て)に (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)
費割合の計算	(1) - (5) 増 減 試 験 研 究 費 割 合 (6) (5)	7	税 額 控 除 限 度 額 (4)×((14)又は(17))
試験研究费	平 均 売 上 金 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合 計)		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)
費割合の計算	(0)		連日 結以 (9) > 10%の場合の特例加算割合 除(試験研究費の総額に係る税額控除)を適用している
税	「第68第 (9) > 10 % の 場 合 の 担 で 「区分	⊱の9第1項」」※2 }番号」欄:「10620」※1	「令和3年旧措置法第68条の9第1項」※1又は 又は「10640」※2
額控	(0.1を超える場合) ※1 令	公司 	D9第1項(区分番号「10620」) D3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合
除割	結始 親し 法た 人連 事結 (7) < 8 % ※2 第 連	68条の9第1項(区分	番号「10640」) 03年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合
合	業事 年業 度年 が度 令の $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$ $(0.06未満の場合は0.06)$	13	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((18)と(22)のうち少ない金額)
の計	和場 3 合 年 4 月 ((10)、(12)又は(13))+((10)、 (12)又は(13))×(11)	ì	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の①」)
算	1 日 (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	14	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (23) - (24)

別表六の二(六) 「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控 関する明細書	除に 事業 法人名 法人名 年度
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	円 中小連結法人税額控除限度額 (4)×((12)又は0.12)
除対象 計額 計額	調整前連結稅額
究 費 の 額 の 額 の 額 の 額 の る 税額控除の対象とする特別試験研究 費 の 額 の る 利額 の 合 計 額 の 合 計 額 の 合 計 額 の 合 計 額 の 合 計 額 の 合 計 額 の 合 う も う も う も う も う も う も う も う も う も う	(別表一の二「2」)
合計額 控除対象試験研究費の額の合計額 (2)+(3)	連以 結前 親に (7) > 8 %又は(7) > 9.4%の場合 法開 期 人始
増 比 較 試 験 研 究 費 の 合 計 額 減 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合 5 計) 験 研	事す 業
 空 増 減 試 験 研 究 費 の 額 6 「21」欄 中小企業技術基盤強化税制 「箱税特別措置法の条項」 「第68条の9第4項」」※2 ② 「区分番号」欄:「10621」 	を適用している場合 欄:「令和3年旧措置法第68条の9第4項」※1又は
本 で	登額 8条の9第4項(区分番号「10621」) 「令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合
	「令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合
割 増 前 税 額 控 除 割 合 税 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8 \text{又} \text{tig. 4}}{100}) \times (0.3 \text{又} \text{tig. 35})$ 10 額	((13)と(18)のうら少ない金額)
(0.12未満の場合又は(5) = 0 の場合は0.12) 控 除 (9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 ((9) - 10 / 100)×0.5 11 合 (0.1を紹える場合は0.1)	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」) 20
合 (0.1を超える場合は0.1) 税 額 控 除 割 合 (10) + (10) × (11) (小数点以下 3 位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19) - (20)

別表六の二(九) 「14」欄に記載がある場合には、過	窗月	額明細書の記載	載力	が必要	です。					
特別試験研究費に係る法人税額の特 明細書	別	空除に関する	1	車結業年	:	:	法人名			
特 定 税 額 控 (別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいっ			親法	の	適 連結親法人に	用	可 告法人である:		否	可
特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(九)付表「2」)	1	円 —		別の		額 控 隊(7)+(8)	除 度	額	9	P
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)「3」)又は(別表六の二(六) 「3」)	2		調	整	前(別表-	連 結 -の二「2」)	税	額	10	
差引対象特別試験研究費の額(1)-(2) 同上のうち税額控除割合が30%である試研究に係る特別試験研究費の額((3)と別表六の二(九)付表「3」のうち少い金額)	特 D	14」欄 別試験研究費に係 「租税特別措置法 「区分番号」欄:「 「適用額」欄:「14	の 「10	条項」 622」	控除を 遃 欄:「第6	頭用してし	いる場合			
(3) のうち税額控除割合が25%である試研究に係る特別試験研究費の額 (((3) - (4)) と別表六の二(九)付表「4」のうち少ない金額)	5		当			控 除 うち少ない	可 能 (金額)	額	12	
税額控除割合が 30% である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $ (4) \times \frac{30}{100} $	6		調	整前	連結和	说 額 超:	過構成	額	10	
税額控除割合が 25% である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(5) \times \frac{25}{100}$	7			(別表六のこ	二(三)「7の	3)		13	
(6)及び(7)の試験研究以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $((3)-(4)-(5))\times\frac{20}{100}$	8		法	人;)特別)-(13)	控除	額	14	

別表六の二(十) 「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取 人税額の特別控除に関する明細書	得した場合の法 🖣	業 業 法 法人名
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	西 連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」) 11
各 調整前連結税額の個別帰属額 (13)×(1) (11)	2	連高度省エネルギー増進設備等
連 取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十)付表「10」の合計) 結	3	の取得をした各連結法人の 個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)
税額控除限度額	「17」欄	法 調整前連結税額 13
人 法 調整前連結税額基 人 (14)×(1)/(12) 税 (14)×(1)/(12) (2)×(100)	ている場合 「租税特別措置法の 「区分番号」欄:「10	
は 進 法 人 税 額 基 準 額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7	計 当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計) 額
当期税額控除可能額((4)と(7)のうち少ない金額)	8	の調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の④」) 16
算 調整前連結税額超過構成額 $ (16) \times \frac{(8)}{(15)} $	9	計
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (8) - (9)	10	算 法人税額の特別控除額の合計額 (15) - (16) 17

Γ2 ⁻	כ נ	スは「36」欄に記載がある [±]	易合	には、適用額明	細	書	の記	載が	必要	をです。	.			
		車結法人が機械等を取得した 別控除に関する明細書	∶場	合の法人税額	-	結業 度		:	ì	法人名	()
	個 (個	別 所 得 金 額 別別所得金額がない場合は0)	1	H		連				の 「55の①)])	到 20		円
各	調	整前連結税額の個別帰属額 (23)× (20)	2		各	結(取	法人口证得適	の個別用連維	所得 結法。	取得を 身金額の 人の(1) 3過額を)合計物の合計	須 21		
連		取得価額の合計額(別表六の二(十一)付表「9」の合計)		「27」欄 中小連結注 を適用してU	ハる	場	合							寺別控除
建	当	税 額 控 除 限 度 額 (3)× 7 100	4	① 「租税特 ② 「区分番 ③ 「適用額	号.	亅欄	: Г1	ر0042		:「第6	8条の	11第	2項」	
結		法 調整前連結税額基準額 人 (24)×(1) (21)	5		14	期	(各)	連結治	去人	の (8) の	の合計) 20		
		税 額 個 別 帰 属 額 基 準 額 基 (2)× 20 100	6		人	分	調整(別	前連 表六σ	結 税) 二 (額超過 (三)「7	構成物の⑥」	類) 26		
法	期	準 法 人 税 額 基 準 額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7			71	当期			余額の - (26)	合計物	9 27		
		** 当期税額控除可能額 ((4)と(7)のうち少ない金額)	8		の			(:	23) ×	吉税額 〈 <u>20</u> 100		28		
人	分	調整前連結税額超過構成額	9		合	前	((28) ((十九)	又は((2	8) — (3	.額基準額 (25))) - (5 (表六の二(5	別表六の	= 29		
		$(26) \times \frac{(8)}{(25)}$ 当 期 税 額 控 除 額		FOC + HE	計	期	裸脂 糸 越額 事	吉	車結法。	・ (39の)	①) の合計	30		
に		(8) — (9) 繰越税額控除限度超過額	10	中小連結法前期からの繰	越	税客	頁控隊	があ	る場	場合)を	適用し	てし	いる場合	
お	前	(38の計) 法 調整前連結税額基準額	12	① 「租税特別 ② 「区分番号 ③ 「適用額」	릵	瀾:	Γ100	043」		「第68	条の1 ⁻	第3	3項」	
	期	(29)× (1) (22) 税 個 別 帰 属 額 基 準 額	13				連構と結成	F (別表	を六の	二(三)付ā	表「2の②	34		
け	291	福 個別帰属額基準額の残額 ((13) 又は((13) - (8))) - 基 (別表六の二(+九)「8」) -			計	分	税額	合			計	35		
る	繰	準 (別表六の二(二十)「9」)			算	74.		(32) -	空除額の- (35)		36		
		法 人 税 額 基 準 額 額 ((12)と(14)のうち少ない金額)			各限	連			<u>'</u>) +			37	除可能額	翌期繰越額
計	越	当期繰越税額控除可能額((11)と(15)のうち少ない金額)	16		連結法人人			· 業年		38	額		39	(38) - (39)
	分	調整前連結税額超過構成額 (33)× (39の①) + (34)× (39の②) (30) + (34)× (31)	17		にか お り る			•	2					外円
算		当期繰越税額控除額(16)-(17)	18		翌期繰越			計 ———	/\	(4)	(1	3)		外
c	法控	人 税 額 の 特 別 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) + (18)	19		[©] 税額控除		当 合		分 —— 計					

別表六の二(十二) 「28」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

)特定地域において工業用機)法人税額の特別控除に関す		守で以行した 旧細士	事	結業度				法人名	(,
	個 (個	別 所 得 金 額 別所得金額がない場合は0)	1	F	円	連		結 所刊表四。	得の二		金 ①」)	額	21	F
	調	整前連結税額の個別帰属額	2		各	人(取	の な得	月機械等©個別所 個別所通用連	· 得 · 結 法	金 額 の 人の(1)	合計の合	· 額 計)	22	
各		(24)× (1) (21) 取得価額の合計額				連	結扎	え額控除[よ人の個 返連 結 i	别所	得金額	の合言	十額	23	
П		(別表六の二(十二)付表「10」の合計)	3			調		整 前(別表		<u>二「2</u>		額	24	
連		同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	4		結	当	総	:調整 f (2 [,]	前連: 4)×	結 税 額 <u>20</u> 100	基準	額	25	
	当	税 額 控 除 限 度 額 $ ((3)-(4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100} $	5		法	期	当(:	期税額各連結	控除 法 人	可能額の の (9)の	の合計の合計	十額 計)	26	
結		法 調整前連結税額基準額 (25)× (1) (22)	6				C	整前連引表六の	カニ	(三)「7	'の⑧)])	27	
	期	税個別帰属額基準額	7		_人	分			(26)	- (27)			28	
法	791	$\frac{(2) \times \frac{20}{100}}{\pm \frac{20}{100}}$ 進 法 人 税 額 基 準 額			_ の				24) ×	$\frac{20}{100}$			29	
		額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8			前	総繰			(29) —			30	
人	分	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((5)と(8)のうち少ない金額)	9		合		越税額	連 結 : 結		・ ミ人の (44の)	,		31	
		調整前連結税額超過構成額 (27)× (9) (26)				期	控除	業 二、		大の(44の)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			33	
N.		当期税額控除		P23参	照			支	予連結 法	・ E人の(44の(・ ④) の合	計)	34	
		(9) — (10)			額	NA.	可智調	i H		• ,	計 ·		35	
お		繰越税額控除限度超過額 (43の計)	12			越	整前連	結		の二(三)付妻	•		36	
	前	法 調整前連結税額基準額 (30)× (1)	13			1624	結 税 額 超	業		カニ(三)付妻 ・ カニ(三)付妻			38	
け		税 個 別 帰 属 額 基 準 額	14		計	分	超構成	度。		カニ(三)付妻)])	39	
	期	額 (2)× 100 100 世間別帰属額基準額の残額					額			空除額の	計 の合計	十額	41	
る		基 (14) 又は((14) - (9))	15		弁	注	Λŧ	(3 脱額の特		- (40) 空降額 (上貊		
9	繰	法 人 税 額 基 準 額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16		各限	1			3) +	(41)	頁又は当	₩ #	42 押控除可能	翌期繰越
計	L.D.	当期繰越税額控除可能額 ((12)と(16)のうち少ない金額)	17		─連度 結選 法過	3		は事業年		期税額控制 43		3 %	44	(43) — (44) 45
	越	調整前連結税額超過構成額			人額 にの		•	•	2					外
算		$(36) \times \frac{(44\mathcal{O}(1))}{(31)} + (37) \times \frac{(44\mathcal{O}(2))}{(32)}$	18		お計 け第 る		:	· ·	3					外
升	分	$+(38) \times \frac{(440)(3)}{(33)} + (39) \times \frac{(440)(4)}{(34)}$ 当期繰越税額控除額			翌期繰		:	:	4			(17))	外
		(17) — (18)	19					当期分		(5)		(9)		外
	法の	人 税 額 の 特 別 控 除 額 個 別 帰 属 額 (11)+(19)	20		額控			ヨ 期 万 合 計						
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			除									

別表六の二(十二) 「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第1号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 1号)	10476	「28」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第2号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 2号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において 工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 3号)	10478	
(別表六の二(十二)付表「1」欄が「第3号」)			
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第4号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 4号)	10479	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第5号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 5号)	10480	

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項 (第42条の9第1項の表の第 1号から第5号まで)	10394	「41」欄の金額

別表六の二(十三) 「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

	家戦略特別区域において機械等 法人税額の特別控除に関する明		は行した物口	年	結業度		法人名	()
	個 別 所 得 金 額(個別所得金額がない場合は0)	1	F	円							円
各	調整前連結税額の個別帰属額 (21)× <u>(1)</u> (19)	2		各	連	結 所 得 (別表四の二	ჵ の _「55の(]	金 額)」)	19		
連	取得価額の合計額(別表六の二(十三)付表「11」の合計)	3		連							
	同上のうち別表六の二(十三) 付表「7」が平成31年3月31日 以前であるものに係る額	4		<u> </u>	結	定機械装置等の 法人の個別所 対得適用連結法	得金額♂	合計額	20		
結	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5		心	(4)	以待题用更和公	(1)	v) п в 1			
法	(3)のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6		法							
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7		人	調	整前 連(別表一の	車 結 ○二「2 _.	税 額 」)	21		
人	(6) のうち別表六の二(十三) 付表「6」が平成31年3月31日 以前であるものに係る額	8									
に	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9		0		調整前連紹		基 準 額	22		
	税 $(((4)-(5))+((8)-(9)))\times \frac{15}{100}$ 額 $+((5)+(9))\times \frac{8}{100}$	10		合		(21) >	$\langle \frac{20}{100}$		22		
お	$\frac{\mathcal{E}}{\mathbf{A}} + ((7) - (9)) \times \frac{7}{100}$	11	「25」欄								
け	の 計 税 額 控 除 限 度 額 第 (10) + (11)	12	額の特別技	空除	を通	区域において 適用している 置法の条項」	場合				人税
• /	$ \land $	13	_			闌:「10490」 「25」欄の金∛	額				
る	税 額 基 (2)× 20 100	14				The 242 1-15 (vil. 73).	#st +n \G	L# #=		Τ	
計	準 法 人 税 額 基 準 額 額 ((13)と(14)のうち少ない金額)	15			() ()	整前連結税 別表六の二(額 超 週 三)「7	構成額の⑨」)	24		
ΠĪ	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((12)と(15)のうち少ない金額)	16		計							
算	調整前連結税額超過構成額 (24)× (16) (23)	17		算	法。	人税額の特別: (23)-	控除額の - (24)	合計額	25		
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (16) — (17)	18									

別 「2	表六の二(十四) 25]欄に記載がある場合には、	適用額明細				必要です。					
	際戦略総合特別区域において機 合の法人税額の特別控除に関す		ンた 事 年	事 :	結業度		法人名	(_	_)
	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円								, 円
各	調整前連結税額の個別帰属額 (21)×(1) (19)	2			連	結 所 (別表四の			19		
連	取得価額の合計額(別表六の二(十四)付表「11」の合計)	3		各							
	同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額			連	結治	定機械装置等 法人の個別点 は得適用連結	听得金額	の合計額	20		
結	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	5		結		/竹地/10人上715	<u></u>	/ • и н		_	
法	(3) のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6		法							
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	7		1	調	整 前(別表一	連 結 の二「2	税 額 」)	21		
人	(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8		人							
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額			0		調整前連		基準額	22		
	祖	10		5]‡			$\times \frac{20}{100}$			- /- 1	
お	類 $+((7)-(9))\times\frac{5}{100}$	11	法人税	兑額 租利	頁の物 税特	総合特別区は 特別控除を追 別措置法の	適用して 発項」欄	いる場合	<u>`</u>		
け		12	_			:号」欄:「10 [」欄:「25」‡					
	法 調整前連結税額基準額 (22)×(1) (20)	13		の							
る	税 額 基 個別帰属額基準額 (2)× 20 100	14				· → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	<u> </u>	1# L #8	=		
計	準 法 人 税 額 基 準 額 額 ((13)と(14)のうち少ない金額)	15		計	. 調 :	整前連結利表六の二	兄額 超 道 (三)「7	横成額の働」)	24		
百	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((12)と(15)のうち少ない金額)	16		算							
算	調整前連結税額超過構成額(24)×(16)(23)	17			法。	人税額の特別 (23	別控除額) — (24)	の合計額	25		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) - (17)	18									

別表六の二(十五) 「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

機	^{蚁栓済牽引事業の促進区域内に} 诫等を取得した場合の法人税額 明細書			建事 集	美 法人名
	特 定 税 額 控	i	除 規 定	:	の適用可否可
(別	表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のい	ずれ	かに該当する場合又は連続	- 1	人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)
各	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1		各	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)
連	調整前連結税額の個別帰属額 (15) × (1) (13)	2		連	
結	取 得 価 額 の 合 計 額(別表六の二(十五)付表「10」の合計)	3		結	特定事業用機械等の取得をした各 連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)
法	同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	4		法	
	同上のうち地域の成長発展の 基盤強化に著しく資する事業 の用に供したものに係る額		「19」欄		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」) 15
人に	税 額 控 除 限 度 額 $ ((4) - (5)) \times \frac{4}{100} + (5) \times \frac{5}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{2}{100} $	(1	合の法人税額の特	別控 置法 <i>0</i>	促進区域内において特定事業用機械等を取得した場除を適用している場合 の条項」欄:「第68条の14の3第2項」 0582」
	$_{\dot{a}}$ 調整前連結税額基準額 (16) \times $\frac{(1)}{(14)}$	<u> </u>	③ 「適用額」欄: 	Г19]:	欄の金額
おけ	税 個 別 帰 属 額 基 準 額 (2) × 20 100	8		計	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(10)の合計) 17
•	進 法 人 税 額 基 準 額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9		額	
る - i	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((6)と(9)のうち少ない金額)	10		o o	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑪」) 18
盐	調整前連結税額超過構成額 $(18) \times \frac{(10)}{(17)}$	11		計	St 1 24 455 0 4t 11 th 12 455 0 1 3 1 455
算	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) - (11)	12		算	法人税額の特別控除額の合計額 (17) - (18)

別表六の二(十六) 「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。													
	方活力向上地域等において特定 場合の法人税額の特別控除に関			į į	結 業 度 法人名 ()								
各	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」) 12								
連	調整前連結税額の個別帰属額 (14) × (1) (12)	2		連									
結	取得価額の合計額(別表六の二(十六)付表「10」の合計)	3		結	特定建物等の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)								
法	同上のうち移転型計画に係る額	4	「18 _」 地方		カ向上地域等において特定建物等を取得した場合の								
人	税 額 控 除 限 度 額 $ ((3)-(4)) \times \frac{4}{100} + (4) \times \frac{7}{100} $	5	① 「 ** ② 「 <u>**</u>	且稅	の特別控除を適用している場合 始特別措置法の条項」欄:「第68条の15第2項」 計番号」欄:「10553」								
に	 調整前連結税額基準額 (15) × (1) / (13) 	6	<u> </u>	到开 .	福 横 : 「18」 欄の金額								
お	税 額 基 (2) × $\frac{20}{100}$	7		計	当期								
け	準 法 人 税 額 基 準 額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8		額	(各連結法人の(9)の合計) 16								
る	当 期 税 額 控 除 可 能 額((5)と(8)のうち少ない金額)	9		の	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑫」) 17								
計	調整前連結税額超過構成額 $ (17) \times \frac{(9)}{(16)} $	10		計									
算	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (9) — (10)	11		算	法人税額の特別控除額の合計額 (16) - (17) 18								

別表六の二(十七) 「43」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の場合の法人税額の特別控除に関する明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		事	結業度	:			•			法人名											
地方事業所基準	準	雇用	者	数	に	係	る	当	期	1 1	兑 匒	9 控	ß	余 客	頁の)	計	算			
(各連結法人の別表への一(十七)付表一(6)の合計)	1				人	特例	税額控	6	. ,	_	,	は(5) 0万円:					23				円
(マイナスの場合は0) 地方事業所基準雇用者数の合計						対象	除限		円×	((10)) + (< 8 12)) + ×1.5)	207) +	24				
(各連結法人の別表六の二(十七)付表「11」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十七)付表「12」の合計) (マイナスの場合は0)								3	0万円	. ,		6 % <i>0</i>	-		(20))		25				
調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 ((1)と(2)のうち少ない数)	3					事業	の計算	税	額	(2		除 24) 又(25)	变	額	26				
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	4				円	年度	当	其	月	税	名		金は基	0)	É	額					
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表「「4」の合計)	5				人	の場	当	期	税		(4)× 質 拮	20 100 性 除	<u>.</u>	可	能	額	27				
(5)	6					合	((26	s) ک	(2)	7) 0	りう	ち少	ゝな	: V	金額	()	28				,
例給 与等支給額の合計額(各連結法人の別表六の二(十七)付表一「39」の合計)	7		40.4	ВВ	円	特例	(各道	植結法	人の	別表	六の二	至 用 (十七) 田	付表	ŧ—Γ16	可合		29				
対 比 較 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(十七)付表―「47」の合計)	8		43」 也方法		向上	. 地											こ場	合の)法人	、税	
個別特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「16」の合計)	9)特別 場合								雇用	者数(٦٥	より:	税額	控	除額	頂を	計算	して	
((3)と(9)のうち少ない数)	10	_	租「区							欄	<u>:</u> Γĝ	第68纟	条(D15	の 2	第	11	頁」			
連個別移転型特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表-「18」の合計)	11	_	「適							額											
結 対 象 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 ((10)と(11)のうち少ない数)	12					以	(1) &	EMP L		//14X	/\v/_	(47	172		חכייני	PI/					
個別対象非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「23」の合計)	13					外の	対					甚 準 I)のう		. ,	-	数	35				
対象非特定新規雇用者数 [10] と(13) のうち少ない数	14					連						と 準 雇 (十七)					36				
地方活力向上地域等において雇用者	-					-						規 基 うち少				数	37				m
特別控除(地方事業所特別基準雇用者) る場合)を適用している場合							T昇	L (_ U \			≩ ×((32	限 2) +	(35) -		額)	38				円
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第 ② 「区分番号」欄:「10608」	₹68	条の1	5の	2第	[2 I]	頁」) ×	頁 20 100	基	ř	É	額	39				
③ 「適用額」欄:「49」欄の金額												空 除 5 ち少:		可金額		額	40				
個別非新規基準雇用者数の合計	19					当	期	₹.	· 兑	額 (20		除			能	額	41				
(((3)-(10)-(14)-(18))と(19)のうち少ない数)	20					調	整	前	連			頁 超	追	構	成	額	42				
合 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「27」の合計)	21					当	1	期	別表		二(三	.) 「7の) 除		額					
((20)と(21)のうち少ない数)	22	N//		-let	No.					(4	1) — (42)					43	haba			
地 方 事 業 所 特 別 地 方 事 業 所 特 別 地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表ー「32」の合計)		準 雇 内	祖用	者	数 人		係期	Æ	兑	額	控	額 j 除 5少な	1	可	能	額	計 47	昇			円
地 方 事 業 所 特 別 税 額 控 除 限 度 額 (30万円又は40万円)×((44)-(44の内書))+(20万円 又は30万円)×(44の内書)+(各連結法人の別表六の二	45				円	調	整	前	連	結	税	更超 ()「7の	逅	構	成	額	48				
(十七)付表二「12」の合計) 差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 ((27)又は(39)) - (別表六の二(十六)「16」) - (41)	46		t			当	ļ	朝	移		額 7) — (空	除		額	49				
法 人 税 額		Ø (43)	+ (49	—— 特			別			控			除			額	50				

	別表六の二(十八) 「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。									
			対活用事業に関連する寄附 対特別控除に関する明細書	事	結業度		法人名 ()
	各	個 別 所 得 (個別所得金額がない 調整前連結税額の価		各連	法人		結税額基準 × <u>(1)</u> (22)	15		円
ì	車	$(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2	結	税額其	個 別 帰 (2)	禹 額 基 準 × <u>5</u> 100	額 16		
**	洁	特定寄附金の額 (28の計) 税額控除基	基準額		準	法 人 税 ((15) と (16) の	額 基 準のうち少ない金	額 :額) 17		
		(3) × 40 100 (別表一の二「5」	+「7」)の ₅ 外	にお	当 ((1	期 税 額:14)と(17)の	控 除 可 能 うち少ない金	額 額) ¹⁸		
		住うち帰せられ 民連結親法人が中小連邦の場合の調整前個別	しる金額 結親法人以外 帰属法人税額 6	け る	調		拉額超過構成 × (18) (25)	文 額 19		
	人	税 連結親法人が中小連額 場合の調整前個別帰 (別表六の二(十八)	連結親法人の B属法人税額 7	計 算	法額		の 特 別 控 別 帰 属 - (19)	除 額 20		
	2	控 仮 ((5)と((6)又は(7))の:	計 8 うち多い金額)	各	連		得 の 金 二「55の①」)	額 21		
	お	額控除対象個別帰原	[27]欄	連結	の	固別所得金額	出した各連結 の合計額 人の(1)の合計	22		
l	ナ		法 認定地方公共団体の 特別控除を適用していて ① 「和税特別措置法)	る場合					法人税	額の
	る	第 $(10) \times \frac{1}{10}$		_						
-	計	差 引 税 額 控 除 基 (4) - (11) 特 定 寄 附 金	進	額		(各理結法人	の (18) の合計)		
) =	算	$(3) \times \frac{10}{100}$ $\text{EM} \text{MF} \text{MA} \text{MA}$		計	(另	刊表六の二	と額超過構成 (三)「7の®)]) 20		
		税 額 控 除 🖟 ((12)と(13)のうち少	R 度 額 ない金額) 14	异	法。	人 祝 額 の 特 別 (25)	川控除額の合詞 - (26)	注額 27		
		各 連 結 法 ———————————————————————————————————	人 に お け る	特定		寄 附 金		する特定		金の額
4	寄	附 し た 年 月 	日寄附先ま	ち・ひと・	しこ	ごと創生寄附る	舌用事業の内容	113 /	28	
	計									

Γ2	7]	又は「36」欄に記載がある	場合には、適用	額明細書に以下の記載が必要です。
		Þ小連結法人が経営改善設備 人税額の特別控除に関する明		事 業 法人名
	個 (個	別 所 得 金 額 国別所得金額がない場合は0)	1	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」) 20
各	調	整前連結税額(「27」欄(額		- 各 経営改善設備の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 21
1.11		特定中小連絡		设備を取得した場合の法人税額の特別控除を適
		取得価額(別表六の二(十一) 「租税特別		「令和3年旧措置法第68条の15の4第2項」
連		0	·」欄:「10431」 闌:「27」欄の金額	
	当	(3)		<u> 124</u> 100
結		法 調整前連結税額基準額 (24)×(1) (21)	5	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計) 25
		税個別帰属額基準額	6	期 調整前連結税額超過構成額 26
	期	基 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(+-) \lceil 8 \rfloor)$	0	人
法		準 法 人 税 額 基 準 額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7	(25) - (26)
		当 期 税 額 控 除 可 能 額	8	_ の 総調整前連結税額基準額 28 (23)× ²⁰ / ₁₀₀ - (別表六の二(十一)「25」) 28
人	分	((4)と(7)のうち少ない金額)		- 合 前 総調整前連結税額基準額の残額 ((28) 又は((28) - (25))) - (別表六の二 (29) ((+-) 「32」) - (別表六の二 (2+) 「26」)
		調整前連結税額超過構成額	9	連 結 : : 30
に		当 期 税 特定中小連絡	吉法人が経営改善設	と備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期
		① 「租税特別		を適用している場合 「令和3年旧措置法第68条の15の4第3項」
			」欄:「10432」 闌:「36」欄の金額	
お	前	法調整前道	14	の ₊₄
		(29)×(1) (22) 個別帰属額基準額		越 ina
け	期	税 (2)×20 - (別表六の二(十一)「8」) 額	13	A
		個別帰属額基準額の残額 基 ((13)又は((13) – (8))) – (別表六の二 (+-)「16]) – (別表次の二(二+)「9」)	14	当
る	繰	準		第 (32) — (35) 30
		法 人 税 額 基 準 額 額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15	法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36) 37
	越	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((11)と(15)のうち少ない金額)	16	各限 連 結 事 業 年 度 前期繰越額又は当 当期控除可能額 翌 期 繰 越 (38) - (3
計		調整前連結税額超過構成額		法過
	分	$(33) \times \frac{(39\cancel{0}\cancel{0})}{(30)} + (34) \times \frac{(39\cancel{0}\cancel{0})}{(31)}$		お計 け算 る 3 383 (16)
算		当期繰越税額控除額(16)—(17)	10	型 計 (10)
	法	人税額の特別控除額の個別帰属額		- 越 当 期 分 (4) (6) 71
		(10) + (18)	1 1 9 1	控合計

別	表 8	六の二(二十) 欄又は「37」欄に記載があ	る	場合には、適用	日客	須田	用細書の証	:載	が必要で	f.		
中	小词	重結法人が特定経営力向上設合の法人税額の特別控除に関	備	等を取得し 増	1	活 業			法人名			
,_, 	<u>*</u> 27 ⊑	ロの広へ抗領の行列を除て法	1 9	つられる 日	=	度	• •		() 円
	個 (個	別 所 得 金 額 別別所得金額がない場合は O)	1		R	連	(別表四の	カニ	「55の①」)	額 2	1	
各	調	整前連結税額の個別帰属額 (24)× (1) (21)	2		各	各(目	連結法人の個 な得適用連絡	国別戸 吉法 /	情等の取得をし 行得金額の合詞 人の(1)の合 超過額を有っ	十額 2 計)	2	
		取得価額の合計額	3	「28」欄	連				^妲 週額を有り 所得金額の合言		3	
連		(別表六の二(二十)付表「9」の合計)	3	中小連結法人 の特別控除を適					设備等を取得	导し <i>た</i>	:場合の	法人税額
圧		同上のうち特定中小連結親法人等に係る額	4	 ① 「租税特別技 ② 「区分番号」 				: [第68条の15	の 5	第2項」	
	当	税 額 控 除 限 度 額 $((3)-(4))\times \frac{7}{100} + (4)\times \frac{10}{100}$	5	③ 「適用額」欄	:	Γ28			∨ <i>></i> (<i>⊍)</i> ∨> <mark>□</mark> ।			
結		法調整前連結税額基準額	6			期	調整前連續	 結税	. 額超過構成	え額。	7	
		人 (25)×(1) (22) 税 個別帰属額基準額	О		人	分			(三)「7の⑩	- 嫍		
法	期	00	7		の		(2	26) -	- (27)	2	8	
		準 法 人 税 額 基 準 額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8			24			結税額基準別表六の二(十の二(十九)「2 類基準額の列		9	
人		当期税額控除可能額	9		合	前	\ <u>-</u>	9) — (- (別才 •	26))) - (別表六 た六の二(十九)「	の三 32」)	0	
	分	((5)と(8)のうち少ない金額)		F07 188	計	期	繰能 理 越額 紀 (各連 税の 要 事)	• 퇃結法	・ 人の(40の①)の台	3計)	1	
		調整前連結税額超過構成額 (27)×(9) (26)	10	│				句上	設備等を取	得し	た場合の	の法人税
に		当期税額控除額(9)-(10)	11	額の特別控除る場合	前	期	からの繰越	税額	質控除があ	る場合	合)を適	用してい
		繰越税額控除限度超過額		① 「租税特別 ② 「区分番号				闌:	「第68条の1	5の!	5 第 3 項	ĮJ
お		(39の計)	12				- 37」欄の金額	預				
	前	法 調整前連結税額基準額 (30)×(1) (23)	13		計		結成	X/\V/	—(二/N 衣 1207) 計		6	
け	期	個別帰属額基準額 税 (2)× 20 (100 - (別表六の二(十一) 「8」) - (別表六の二(十九)「8」)	14			ガ	祝領	总額 打	空除額の合計	上変	7	
	7.71	額 個別帰属額基準額の残額			算		<u> </u>		- (36) 空除額の合き	上郊		
7	繰	基 ((14) 又は((14) - (9))) - (別表六の二(十一)「16」) - (別表六の二(十九)「16」) 準	10		各		(28)	+	(37)	3	8	翌期繰越額
る		法 人 税 額 基 準 額 ((13) と (15) のうち少ない金額)	16		連結法・		結事業年は事業年		39	当期刊	40 40	(39) - (40)
	越	当期繰越税額控除可能額	17		人におけ		: :	1	円		円	
計		((12)と(16)のうち少ない金額)			る翌期繰			2				外円
	分	調整前連結税額超過構成額 $\frac{(34)\times\frac{(400\text{①})}{(31)}+(35)\times\frac{(400\text{②})}{(32)}}{(32)}$	18		越税額		計			(17)		
算		当期繰越税額控除額(17)-(18)	19		控除限度		当期	小	(5)	(9)		外
	法控		20		超過額の計			分 計				
		(11) + (19)			算			1				

別表六の二(二十一) 「24]欄に記載がある場合には、適用額明細書に以	下の記載が必要です。
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額 の特別控除に関する明細書	連 結 事 業 左 度
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「1」の合計)	日 個 別 給 与 控 除 額 の 合 計 額 」(各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)
比較雇用者給与等支給額の合計額(各連結法人の(28)の合計)	展用者給与等支給増加額 (3)-(15)
調整前雇用者給与等支給增加額 (1)-(2) 3	(マイナスの場合は0)
継続 雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(33の①)の合計) 4	法 税 (14) ≥ 20% 又は(11) = (13) > 0 の場合 17
続増 雇加 (各連結法人の((33の②)又は(33の③))の合計) 5	額 (16) × 20 100 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
用割 継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 6 6 6 6 6 6 6 6 6	税 除
与計 継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合	限 同 上 以 外 の 場 合 18 18 18 18 18 18 18
支 ((5)	
国に(各連結)① 「知税特別措置法の条項」欄・「会	った場合の法人税額の特別控除を適用している場合 和3年旧措置法第68条の15の6第1項」
内係 当 期 償 却 費	H C H H H E MAN CONTROL CONT
投算 当期償却費総額 ③ 「適用額」欄:「24」欄の金額	
教育訓練費の額の合計額,,	除 (別表一の二 2」)
数計 育算 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 1	- 額 当 期 税 額 基 準 額 21
11 12 14 15 16 17 17 17 17 17 17 17	(20) × 100 D
増 加 (11) - (12) 加 (マイナスの場合は 0)	計 ((19)と(21)のうち少ない金額) 22 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
割 教 育 訓 練 費 増 加 割 合合 (13) 14	算 (別表六の二(三)「7の⑳」) ²³ 注
の (12) ((12) = 0 の場合は0) 各 連 結 法 人 の 比 較 雇 用	(22) - (23) 24
前連結事業年度又は前事業年度国内雇用者に対する給与等の	D支給 適用年度の月数 (25)の前連結事業年度 比較雇用者給与等支給額
25	又は前事業年度の月数 (26)×(27) 27 28
	<u> </u>
各連結法人の継続雇用者給与等支給額及 機続雇用者給与等支給	合額の計 継続雇用者比較給与等支給額の計算
適用年度	前連結事業年度等前一年連結事業年度等特定期間② ③
連 結 事 業 年 度 等 又 は 事 業 年 度 等 29 別表六の二(二十一)付表「	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
雇用者給与等支給額30	1」 円 (26) 円
同上のうち継続雇用者に係る金額 31	
<u>適用年度の月数</u> (29の③)の月数	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与 等支給額 33	н н
(31)又は((31)×(32)) 各連結法人の当期 (
国 内 設 備 投 資 額 34	引 剰余金の処分の方法により特別償 却準備金として積み立てた金額そ の他(35)以外の金額
損益計算書に計上された減価償却費の額 35	当期 償却 費 総 額 37 (35) + (36)
各連結法人の比較教育	が訓練費の額等の計算 四
教 育 訓 練 費	適用年度の日数
連結事業年度又は事業年度教育訓練費の	又は事業年度の月数 (40)×(41)
39 40	41 42 円 円
	年4月1日前に開始した連結事業年度である場合
対 が対象となります。	十4月1日削に開始した建和事業年度での句場日
集結親法人事業年度が令和3年4月1日	以後に開始する連結事業年度である場合について
年 は、P34をご参照ください。	
度	
計 比較数有訓練	費の額(2)
(42の計)÷(調整対象年度数)	43

別表六の二(二十二) 「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に.	以下の記載が必要です。 以下の記載が必要です。
中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税 額の特別控除に関する明細書	理 結 ・・・ 法人名
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表 1 「1」の合計)	円 個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)12 「16」の合計)
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(25)の合計) 2	雇用者給与等支給増加額 (3) - (12) (マイナスの場合は0)
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) 3 (マイナスの場合は 0)	中控 (7) ≥ 2.5%の場合において、(11) ≥ 10%若しくは(8) = (10) > 0 のとき又は経営力向上要件を満たすとき 14
継続雇用者給与等支給額の合計額 4 (各連結法人の(30の①)の合計) 4	人 連限 同 ト 以 外 の 場 合
雇割継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の((30の②) 又は(30の③)) 5 の合計) 者の(数 24 屋 田 光 (税 結度 (13)×15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1
給計 与算 (マイナ 等 継続雇用者終 支 給 ((5) = (5	を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合 令和3年旧措置法第68条の15の6第2項」
教育訓練質の領の合計額 (各連結法人の(31)の合計) 8	控 当 期 税 額 基 準 額 18 (17)× 20 18
訓 中 小 連 結 法 人 比 較 教 育 練 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 9 費 (各連結法人の(36)の合計)	除 当期税額控除可能額 19 額 ((16) と (18) のうち少ない金額)
増加 割 (8) - (9) 10 (マイナスの場合は 0)	の 調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」) 20
マ の 教 育 訓 練 費 増 加 割 合 計 (10)	計 法人税額の特別控除額 21
第 (9) ((9) = 0 の場合は0) 各連結法人の比較雇用	月 (19) — (20)
前連結事業年度国内雇用者に対する	这 用左座の日料
·	円F
	頁及び継続雇用者比較給与等支給額の計算 等支給額の計算継続雇用者比較給与等支給額の計算
	年度 前連結事業年度等的一年連結事業年度等特定期間
	②
連結事業年度等又は事業年度等 26 雇用者給与等支給額 27 別表六の二(二十二)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
同上のうち継続雇用者に係る金額 28	
適用年度の月数 29 (26の③)の月数 29 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額30 (28)又は((28)×(29))	H H F
各連結法人の中小連結法人 教育訓練費の	比較教育訓練費の額等の計算 額
連 結 又 は (注)本別表は、連結親法人事業年度が令和3 が対象となります。	の 8年4月1日前に開始した連結事業年度である場合
量 対 象 年 は、P35をご参照ください。	日以後に開始する連結事業年度である場合について
度	
中 小 連 結 法 人 比 較 教 章 (35の計)÷(調整対象	

別表六の二(二十四) 「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法 関する明細書	人税額の特別控除に	連結業年度	: :	法人名	
新規雇用者給与等支給額の合計額 新給 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表 「12」の合計) 新規雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表 「19」の合計)	1	法机额控除	(8) ≥ 20% \times it (5) = (11) $\times \frac{2}{10}$		日 12
新規雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) 与計 (マイナスの場合は0) 等算 新規雇用者給与等支給増加割合 支 (3) (2)	「19」欄	額 度 額	同 上 以 外 (11)× 1	の場合 5 <u>5</u> 00	13
((2) = 0 の場合は 0) 数 有 訓 練 費 の 額 の 合 計 (各連結法人の(20)の合計) 訓 練 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 合 に 3		条項」欄 642」			適用している場合
# 数 育 訓 練 費 増 加 額 (5) - (6)	7	控	整 前 連 ¾ (別表-の二「2		15
(マイナスの場合は 0) 教育訓練費増加割合 ((6) ((6) = 0の場合は 0)	8	除当	期 税 額 ½ (15)×20 100	基 準 客	16
控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表「5」の合計)	9		期 税 額 控 除((14)と(16)のうち少:		17
個 別 給 与 控 除 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十六)「16」の合計)	10	調	整 前 連 結 税 額 超 (別表六の二(三)「7		18
差引控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (9)-(10) (マイナスの場合は0)	11	法	人 税 額 の 特 別 (17)ー(18)	小控除 象	19
各 連 結 法 人	か 比 較 教 背	育 訓	練費の	額等	の 計 算 円
教 育 訓	練費	,	Ø	額 20	1.1
連結事業年度又は事業年度	教育訓練費の	額	適用年度の月数 (21)の連結事業年 又は事業年度の月	度	て定教育訓練費の額 (22)×(23)
21	22	円	23		24
調 整 対 *** *** *** ***		H			н
度	-1				
	計				
比 較 教 育 (24の)	訓 練計)÷(調整対象年度数)	費	Ø	額 25	

(注)本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 が対象となります。

連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合については、 P32をご参照ください。

		11-10-1	/13 H.K./	加一一に以		10 1 0		5					
	↑連結法人の給与等の支約 ○特別控除に関する明細語		した場 [·]	合の法人税	連事年	業	: :	法	人名				
雇用者給	雇用者給与等支給額の (各連結法人の別表六の二(二 「1」の合計) 比較雇用者給与等支給額	十五)付表 1		円	法	中控小除		=(7)>(を満た [*]	0 のとき又				円
与等支給	(各連結法人の別表六の二(二 「18」の合計)	十五)付表 2			人	連限結度	同上以多		場合				
増加割	雇 用 者 給 与 等 支 給 (1)-(2) (マイナスの場合は0	3		[19] 欄		法額	(11)	< 15/100	~ -	13			
合の計算	雇用者給与等支給増 $\frac{(3)}{(2)}$ $((2) = 0 \text{ 0 } $ 場合は 0)	4		中小連絡 特別控除者			関している場合である。 結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の ※を適用している場合 脱特別措置法の条項」欄:「第68条の15の6第2項」)
教育訓	教育訓練費の額の(各連結法人の(20)の合	計) 5		② 「区分	分番 号	引欄	ュスの未項」欄 :「10643」 「19」欄の金額	· 'ઋ'	00来071	30)	0 % 2	. 切」	
練費増	比較教育訓練費の額の (各連結法人の(25)の合 教育訓練費増	6			נינג								
加割合の	教育訓練質増 (5)-(6) (マイナスの場合は0 教育訓練費増加	7			控	当	期 税 額 (15)×-1	基	準 額	16			
計 算 	- (7) (6) ((6) = 0 の場合は 0)	8		円	除	当	期 税 額 控		「 能 額	i 17			
1	対象雇用者給与等支給増加額 結法人の別表六の二(二十五)付表	9			額の		(14) と (16) のうち						
	引 給 与 控 除 額 の 台 車結法人の別表六の二(二十六)「3:	10			計	調整	ぎ前連結税額 (別表六の二(三			18			
差引拍	空除対象雇用者給与等支給増加額 (9) - (10) (マイナスの場合は 0)	頁の合計額 11			算	法)	人税額の特(17)ー(空除額	19			
	各連結	法 人 0	比	較 教 育	i 割	川 縛	東費の智	頁 等	の	計	算		
教	育 割	I	練	費			Ø	額 20					円
連	結事業年度又は事業年度	教育	訓練	費の額		(21)	通用年度の月数 の連結事業年度 は事業年度の月数		改定	_	育 訓 (22)×(練 費 の 23)	額
	21		22				23				24		
調整対象				円		_							円
年度						_							
			計										
比	較 教	育 (24の計) ÷ (訓	練	費		0)	額 25					

(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 が対象となります。

(24の計)÷(調整対象年度数)

連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合については、 P33をご参照ください。

5	別表六の二(二十七) 「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。								
	定特定高度情報通信技術活用設備 合の法人税額の特別控除に関する		事	連結業 事 実 度		法人名	(
特	定 税 額 控 別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のい	除規定		の 人が中小	~ /	可 結法人である場	否	可	
	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各	連	結 所 得 ((別表四の二「55 <i>0</i>		額 11	H	
各連	調整前連結税額の個別帰属額 (13)× (1) (11)	2	連	得を	特定高度情報通信技術 した各連結法人の個別		合		
結	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十七)付表「9」の合計)	3	結法	計額((取得適用連結法人の)	(1)の合計)	12		
法	税 額 控 除 限 度 8 15 100	┴ <mark>「17」欄</mark> 認定特定高度情報	通信				類)法人	、税額の特別	
人に	法 調 整 前 連 結 税 額 基 準 4 人 (14)× (1) (12)	控除を適用している ① 「租税特別措置) ② 「区分番号」欄: ③ 「適用額」欄:「1	去 <i>0</i> 「1)条項 0638」		15の 6 の 2	2第2	2項」	
お	個 別 帰 属 額 基 準 額 (2)× 20 100 基	6	合		100				
け	準 法 人 税 額 基 準 額 額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7	計額	当 期	税 額 控 除 可 能 名 (各連結法人の(8)の		額 15		
る 計	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((4)と(7)のうち少ない金額)	8	o o	調整	! 前 連 結 税 額 超(別表六の二(三)「7		額 16		
算	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(16) imes \frac{(8)}{(15)}$	9	計						
	法人税額の特別控除額の個別帰属額(8) - (9)	10	算	法人	税額の特別控除(15)-(16)	額の合計物	額 17		

	リュ 41	長六の二(二十九) 」、「45」又は「49」」欄	に証	記載がある:	場合に	は		適用額明細書に以下の記載が必要です。
		適応設備を取得した場合等の法 る明細書	人稅	額の特別控	除に	連事年	業	業 · · · · 法人名
特	別表	定 税 額 控 たの二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のい		除 規 いに該当する場合ス	定 スは連結親	法人力		の 適 用 可 否 中小連結親法人に該当する連結法人である場合)
	個	別 所 得 金 都	1		円			調整前連結稅額基準額25
	#H	整 前 (注) 本別表は、産業競	急争力	力強化法等の)一部を	っという	Œ-	 「する等の法律の施行日以後に終了する
各	p/nj	連結事業年度から対						
ш		取 得 価 額 の 合 計 雑 (別表六の二(二十九)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	3			法	程効	(26) 、((26) - (9)) 又は((17) - (19))
	情	同上のうち産業競争力の強化に著しく資 する情報技術事業適応の用に供するもの				人	率	((25)と(27)のうち少ない金額) 28
連	報技	に係る額 税 額 控 除 限 度 額 ((3) - (4)) × 3 100 + (4) × 5 100	5				化等	当期税額控除可能額20
	術	法調整前連結税額基準額	6				設備	調 登 刊 连 柘 枕 領 炟 旭 博 成 領 30 (29)
結	事	人 (38) × (1) / (34) 概 個 別 帰 属 額 基 準 額	7			る計	等	当期税額控除額(29)-(30)
	業適	基 (2) × 100 進去人税額基準 維	8			算	法ノ	人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)+(21)+(31) 32
法	応	額 ((6)と(7)のうち少ない金額) 当 期 税 額 控 除 可 能 額	9			ì	連	結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」) 33
	設	((5)と(8)のうち少ない金額) 調整前連結税額超過構成額	10			,	人の	報技術事業適応設備の取得をした各連結法 の個別所得金額の合計額 報技術事業適応設備の取得適用連結法人の(1)の合
人	備	(40) × (9) (39) 当期税額控除額				i i	計)	
		(9) – (10)	11		「41」相 事業領	Į į	<u> </u>	は備を取得した場合等の法人税額の特別控除(情報
		支 出 し た 金 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十九)付表「12」の合計)	12		術事第	(適)	心	設備の取得等をした場合)を適用している場合
に	事	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために 利用するソフトウエアのその利用に係る	12			分番	号	別措置法の条項」欄:「第68条の15の7第4項」 号」欄:「10650」 欄:「41」欄の金額
	業	費用の額 繰延資産税額控除限度額	14			1.		
お	適	$((12)-(13)) imes rac{3}{100} + (13) imes rac{5}{100}$ 法 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額				人	総	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 38 (37)×20 100
	~	法 (42) × (1) (35)	15				情報技術	(各連結法人の(9)の合計) 39
		5」欄 別 帰 属 額 基 準 額					術事業	(別表六の二(三)「7の濁」) 40
另	-	業適応設備を取得した場合等 除(事業適応繰延資産となる				^	適応設備	当期税額控除額の合計額 (39)-(40)
塌 (1) を適用している場合 「租税特別措置法の条項」欄:	一	0冬の15のっ			事	総調整前連結税額基準額の残額 (38)又は((38)-(39))
Ú		·他忧行加相直丛の未填] 懶: [5項]	· 郑·0	0来0713077		計	業適点	国 別 祝 額 控 床 り 胚 額 り 合 計 額 (久浦 は 人 の (10) の 合計) 43
(3		「区分番号」欄:「10651」 「適用額」欄:「45」欄の金額					応繰延.	調整前連結税額超過構成額44
						額	資産	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額
計	産 [4	9」欄 *** *** *** *** *** *** ***				0	生産	総調整前連結税額基準額の残額 46
P	-	業適応設備を取得した場合等 除(生産工程効率化等設備等					工程効	当期税額控除可能額の合計額47
	合)を適用している場合				計	率化	。 調整前連結税額超過構成額 (別表六の-(三)[7の図」)
(1	第	「租税特別措置法の条項」欄: 「6項」	第68	8条の15の 7			等設備等	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 49
3		「区分番号」欄:「10652」 「適用額」欄:「49」欄の金額					_	人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 50 (41) + (45) + (49)
		1						(11/ 1 (10/ 1 (10/

別表七の二付ま 「5の計」欄に記	表 <mark>六</mark> 記載がある場合には、	、適用額明細書に	以下の記載が必要	です。	
認定事業適応連 関する明細書	結法人の連結欠損金の)損金算入の特例に	連結 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	法人名	
欠 損 控 除 前 連 (別表七の二句	1 1		円 連結所得金額控除 (1)× 50 100		F.
特例事業年度	個別超過控除対象額 (各連結法人の(19)の		過控除対象 (26)	額	(3) + (4)
	3	円	4	円	5 F.
• •					
各連結法人	の個別超過控除対象	額及び超過控除対	象額のうち投資の	額に対応する部分	の金額等の計算
	去 人 名				7 2 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2
机次の類		資 額 残	額 の 円 投 資 額	計 算 残 額 。	F.
投 資 の 額 (前期以前に特例の適	の 累 計 額 6 [用を受けた金額	「5の計」欄	ーーーー (&) ー (アン 結法人の連結欠損金の		■■
のうち当該連結法人 応する部分の金額の (前期以前の(9	累計額	① 「租税特別措置	法の条項」欄:「第68		四川 ひている物口
個別超過控		② 「区分番号」欄 ③ 「適用額」欄:「	: 「1065/」 ⁻ 5の計」欄の金額		
		· 定連結欠損金当期控除額	特定連結欠損金当期控	(10)のうち超過控除可	ſ
特例事業年度	金に係る控除未済額のの	当該特例事業年度の別表七)二付表一「12」と(別表七の	除額の個別帰属額	能額 ((10)と(別表七の二付表	投 資 額 残 額
NUTRIC	年 (別表七の二付表一「10」) 8」		別表七の二 (11)× <u>付表一「11」</u> 別表七の二	ー「11」)のうち少ない金額)-(12)	
	10	t) (マイナスの場合は O) 11	付表一「12」 12	(マイナスの場合は 0)	14
: :	円	円	円	円	
: :					
	個別	月 超 過 技	空 除 対 多		
特例事業年度	起週額 (2) - (当該特例事業年度 前の(5))	■別 超 過 控 除 限 度 額 (13)と(14)のうち少ない 注額)	各連結法人の個別超過 控除限度額の合計額 (各連結法人の(16)の合計 額)	超過額の個別帰属額 (15)×(16) (17)	((13)、(14)と(18)のうち 少ない金額)
	15 円	16 円	17	18	19 F
· · ·					
	超	過整際	対象	額の計	算
特例事業年度	非特定連結欠損金に係 (の る控除未済額 (別表七の二付表一「16」) 額	特例の適用がない場合の 作特定連結欠損金当期控 統額 (20)と(別表七の二付表ー「 」一当該特例事業年度前の 引表七の二付表一「8」の合計 長一当該特例事業年度の 111))のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	(20)のうち超過控除可 能額 (20)-(21)	投 資 額 残 額 (8) - (当該特例事業年度 前の(28) + 当該特例事業 年度の(19))	
	20	21	22	23	24
	円	円	円	P	F
: :					
特例事業年	主) 本別表は、産業競 連結事業年度から対		『を改正する等の法律	の施行日以後に終了	する 金額のう 資の額に
	25	26	円	27	28 F
• •		1 1	П	F)	r.
· · ·					

別表八の二 「12」欄に記載がある場合又は「26」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が 必要です。									
連結事業年度における受取配当等の益金不関する明細書	年 度	法人名							
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (19の計)	円 関 負 総 連 利	資 産 価 (17の計)	額 8 円						
受 取 配 当 等 の 額 2 関 (22の計)	人 の	関連法人株式等の帳籍 (18の計)							
連 負 当期に支払う負債利子等の額 3		(7) × (9)	余 す る の 額 10						
法 利 連結法人に支払う負債利子等の額 4		(8) 【等に係る受取配当等 (25の計)	等の額 11						
人 子 事等 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は対象純支払利子等の損金不算入額 5	非 特例非支配	出目的株式等に係る受取配当 (33の計)	当等の額 12						
株 の (別表十七(一)「35」と別表十七の二(一) 額 「32」のうち多い金額)	自的	の株式等に係る受取配当	等の額し.						
式の連結超過利子額の損金算入額 6 (別表十七の二(二)「10」) 6	秦	(34の計)	13						
第 「12」欄 計		i 等 の 益 金 不 算 50%+(12)×40%+(13)	入額 3)×20% 14						
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例 + 算 									
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条 ② 「区分番号」欄:「10566」	の104第1項」	〔 産 価 額 15) — (16)	期末関連法人株式 等の帳簿価額						
③ 「適用額」欄:「12」欄の金額		17	18						
当期末現在額計									
	当 等 の 額	の明細							
生	受取配当等の額の	計算期間受取	配 当 等 の 額 19						
法人	: : : :		円 円						
株式	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
BB	」及び「34」欄の合計	額 の分配に係る受取配当	(笙の共全不質) の特						
速法 の計算期 例を が の が の の の の の の の の の の	題用している場合								
株 :: ②「	区分番号」欄:「10275								
445	適用額」欄:「26」欄に Ñ「34」欄の金額の合計	「特定株式投信」と記載 額	えした銘柄の「33」						
そ 発 行 法 人 名 本 店 の 所 在 地	文 収 配 当 等 の 額	左のプラ金金の観に昇入される金額	(23) - (24)						
の 他	23 円	24	25 円						
株式									
等	三田 マ 佐 の 妬	ナのこ・光人が晒っ笠1ナムフ人を	・ ナムア等すの牡布 しむて 夕姫						
末	特例非支配目 左 記 以外 の	特例=支配目 左記 以外の	益金不算入の対象となる金額 特例非支配目 左 記 以 外 の 的株式等に係 株式等に係る						
配法人名又は銘柄	的株式等に係 株式等に係る る配当等の額 配 当 等 の 額	的株式等に係 る配 4等の額 配 当 等 の 額	スエコルなの始まコルなの始						
自的 26 27 28 的	29 30 円	31 32 円	33 34 円						
大 式									
笠									

別表十(二) 「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。							
国家戦略特別区域における指定 結所得の特別控除に関する明細		事業年度 又は連結 事業年度 ()					
国家戦略特別区域の名称	1	所 得 金 額 仮 計 又 は 連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四「25の①」又は別表四の 二「33の①」)					
設 立 年 月 日	2	控 軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額 除					
指定法人としての指定を受けた日	3	額 (5)と(6)のうち少ない金額 7 の					
特 定 事 業 の 内 容	4	計 特別 控 除 額 第 (7) × 20 100					

「8」欄

国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税 の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63の2第1項」

② 「区分番号」欄:「10577」

③ 「適用額」欄:「8」欄の金額

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新 事業年度 鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関 マは連結 法人名 事業年度 する明細書 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書 Д 期首探鉱準備金の金額又は 準 備 金 \mathcal{O} 名 称 1 12 期首海外探鉱準備金の金額 캪 円 5年を経過した場合の益金算入額 期 当 立 2 13 期 積 額 (25の計) 期 繰 当期の指定期間内の鉱物の |同上以外の場合による益金算入額 3 金 14 別の販売による収入金額 越 (26の計)+(27の計) 積 篁 基計取 基 引 額 $(3) \times \frac{12}{100}$ 4 15 額 準算 (13) + (14)立 0 当期積立額のうち損金算入額 所 16 (3)の収入金額に係る費用等の額 5 計 限 (2) - (11)算 鉱物の販売に係る所得金額 6 期末海外探鉱準備金の金額 17 度 基 (3) - (5)(12) - (15) + (16)準 租税特別措置 項、第5項 貸一位供対昭素に針トされている 「16」欄 額 若しくは 額 第4項若し 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合 採 \mathcal{O} \mathcal{O} ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の61第1項」※1、「第68条の61第8項」※2又は 計 「第68条の61第2項」※3 所 計 算 ② 「区分番号」欄:「10202」※1※2又は「10465」※3 ③ 「適用額」欄: 「16」欄の金額 算 積 立 (((4) と(9) 第68条の61第1項(区分番号: 「10202」) X 1 積 立 限 探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外) ※2 第68条の61第8項(区分番号:「10202」) 探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合) 第68条の61第2項(区分番号:「10465」) **X** 3 積 立: 事 海外探鉱準備金の損金算入 П 「43」欄 当 期 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合 計 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の62第1項」※1又は「第68条の62第2項」※2 ② 「区分番号」欄:「10204」※1又は「10466」※2 ③ 「適用額」欄: 「43」欄の金額 当期に支出し 探 当期の探鉱用 鉱 **※** 1 第68条の62第1項(区分番号:「10204」) 費 (29) のうち国 新鉱床探鉱費の特別控除 **※2** 第68条の62第2項(区分番号: 「10466」) 準 (29) のうち海 海外新鉱床探鉱費の特別控除 額 (30)の額を 1 益 金 (38) - (39) \mathcal{O} 計 探 (29) 又は((31) - (32)) 33 当期の新鉱床探鉱費の特別控除額 41 算 計 (マイナスの場合は0) 5 年を経過した場合の益金算入額 準基 34 算 ((37)-(40))又は((37)-(40)-(41)) 42 (25の計) 備準 (マイナスの場合は0) 金額 任意取崩し等の場合の益金算入額 35 0 (26の計) 特 控 額 仓 43

((33)、(36)と(42)のうち少ない金額)

算計

入算

益金

算 入 基

(34) + (35)

36

別

別表十(四) 「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入 に関する明細書

 事業年度
 . . .

 又は連結
 . . .

 事業年度
 . . .

()

느) 9	る明	柑 青												于木	十尺						()
		I	日本	船舶	によ	る収	2人全	額(こ信	系る	所得	导又	は選	車結	所得	のst	金額	のŧ	員金 :	算入	額ス	スは	益金	算入	.額0	り計	算	
		船舶十画の								認さ	定 i	計画を計	前に十画	記期	載 2	2	•		:		土		舶に 動大		3			•
			E	3 本	船	舶	ヹ゙	ک ط	の	純	۲	ン	数	1=	応	じ	た	利	益									
	日	本	船	舶	σ,)	名	称	4																			
一日	日	本 舟	台 舶	首 の	純	<u>۲</u>	ン	数	5]	トン			トン		۱-	ン		トン	/		トン		}	ン		トン
当	(5)	のうち	1, 00	00トン	/以下	「の糸	純トン	/数	6																			
た	((6))	$\times \frac{1}{100}$	×120F	円) 又に	t((6)	$\times \frac{1}{100}$	0 ×18	0円)	7			円			円			円		P	9		円			円		円
り	10, 0	のう 000ト	ちン	1,000 以下	トラの	ンを純	を 超トン	え数	8]	トン			トン		۱-	ン		トン	/		トン		ł	ン		トン
利益		$\times \frac{1}{100}$	×90₽])又は	((8))	$\times \frac{1}{100}$	<u>-</u> ×135	5円)	9			円			円			円		P	9		円			円		円
	(5) 25, (のう 000 ト	ちン	10,00 以下	0 ト	ン純純	を 超トン	え数	10]	トン			トン		۲	ン		トン	/		トン		ł	トン		トン
額	((10)	$\times \frac{1}{100}$	×60F	円) 又に	t((10)	$\times \frac{1}{1}$	$\frac{1}{00} \times 9$	0円)	11			円			円			円		P	9		円			円		円
の	(5)	のうち	25,	ا 000	・ン超	の糸	屯トン	/数	12]	トン	<u> </u>		トン		۱	ン		トン	/		トン		}	ン		トン
計算	((12)	$\times \frac{1}{100}$	×30F	円)又に	t ((12)	$\times \frac{1}{10}$	$\frac{1}{00} \times 48$	5円)	13				対		公舶:									本船	公舶	によ	こる収	八
T	日本	、船舶 (7)) + (額	14			(1)								して :項」				その	62 <i>0</i> .	2	第 1 :	項」
日	本	船	舶	の	持	分	比	率	15			3			分番 用額					7」 の金	額							
日	本	船	舶	Ø	稼	動	日	数	16											r	1						Τ	
日	本船魚	拍の純 (1 ₋		数に原 (15):			益の金	含額	17			円			円			円		F	9		円			円		円
			ŧ	員	金	算	入		額	į	又	(:	t	益	- 1	金	算		入	額		の	計	1	算			
日所	得	船 船 又 は (別表	連	結	所得	F O			18					円	損		金		算 8) -	(19)	入		額	20				円
	本	船船	の	純金	ト ン 額 0	/ 数) 合	なに		19						益		金	(1	算 9) —	(18)	ス		額	21				
		()		の合 I E			Ⅰ・船		步 /	모		თ =9	n 🕁	≠ . ਜ	7 [] :	:ボ ナ	- ф -					× 1	おか	. = ⊥ 4	*			
					1 47 1		1 - 川口	l 只 li	IE 1	不可	ш	J) 610	· Æ	С Я									・観り 肖 さ	/ ĒI ÷	T			円
認		定	の]	取	消	Í	日	22			•	•	ı	れ	声た	場	合	\mathcal{O}	をは益される	色鱼	タイ 算 ノ	人額	23				1 1
其	介金 胡額	事業	年月	夏又!	は連絡	洁 事	業年	度	日 <i>7</i> 所 7	本船 得又	舶を	車結	所得	きにな	係る 金額	日応			金の4	・ ト を額 の				金	(24)		入 25)	額
-	で 合			•		•						24	4			1			25			円.				26		円
	こ計 員額			•		•									ı	1						13						1 1
5	をの計			· ·		:																						
名	頁算			•		•																						
り	氧			•		•																						
7				•		•																						
<i>t</i>	ι			^		٠.										+												
/	_		1	合		計																						

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉 用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の 基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書 事業年度 : 法人名 事業年度 : 法人名
I 社会保険診療報 [6] 欄
世界
同上のうち社会保険診療報酬 に 係 る 収 入 金 額 2 3 「適用額」欄:「6」欄の金額 額 に 係 る 栓 質 の 額 ■
To To To To To To To To
(16) (17) (17) (18) (18) (10) (10) (20) (10) (20) (21) (20) (21) (21) (22) (23) (23) (25) (24) (25) (25) (20) (27) (20) (28) (20) (20) (20) (21) (20) (22) (20) (23) (20) (24) (20) (25) (20) (26) (20) (27) (20) (28) (20) (29) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20)
損金算入限度額の計算
(注) 本別表は、令和3年4月1日から「新型コロナウイルス感染症等の影響による 社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀 行法等の一部を改正する法律」の施行日の前日までの間に終了した連結事業年度 が対象となります。
2,500万円 金額 融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の 施行日以後に終了する連結事業年度については、P44をご参照ください。
3,000万円 金額
4,000万円を超え 5,000万円以下の 金額 (10) × 57 10
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合
□ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に ② 「区分番号」欄:「10368」 ③ 「適用額」欄:「22」欄の金額
譲渡 肉用牛の売却に係る原価の額 17 別 ア 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3
(価の) 肉用牛の売却に係る経費の額 18
計算 譲渡 原 価 の 額 19 計算 特別 控 除 額 (20) - (21)
Ⅲ 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書
基金に係る法人名23 [27]欄
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の95第1項」 ② 「区分番号」欄:「10367」 ③ 「適用額」欄:「27」欄の金額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
サード 1271 1 1 1 1 1 1 1 1 1

当期に支出した負担金等の額 26

同上のうち損金の額に算入した金額 27

表

(七)

同上のうち損金の額に算入した金額 31

別表十の二(一) 「14」、「16」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄明細	flの認定法人の連結所得の特別控除に関する Ħ書		事	結業度	· · 法人名 ()
	地 区 排法第68条の63第1項の 表の各号又は第2項の区分 第 1 号 第 2 号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		特	情報通信産	円 特定事業に係る連結所得の金額 13
法人 ① 第	(の課税の特例を適用している場合 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63 第1項の表の第1号」 「区分番号」欄:「10207」 「適用額」欄:「14」欄の金額		別	業特別地区	特 別 控 除 額 $((13) 又は((22) × \frac{(13)}{(19)})) × \frac{40}{100} 14$
結	認定法人としての認定を受けた日 3 ・ ・	J	控	国際物流拠点	特定事業に係る連結所得の金額 15
法	事 業 種 目 4	円	1王	産業集領地	特 別 控 除 額 $((15) 又は((22) × \frac{(15)}{(19)})) × \frac{40}{100} 16$
人	(1) が 特定事業に係る個別所得金額 第 1		除	域経済金融活性化	作
15	号 又 は に係る個別所得金額の合計額 6		額	性化特別地区	特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計) 17
汗	16」欄 中縄の国際物流拠点産業集積地域における認 箇用している場合 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の639 「区分番号」欄:「10408」				10 = [330 (L)] 18
(3)	「適用額」欄:「16」欄の金額 (1) (マイナスの場合は0)	人		対象連	(13) + (15) + (各連結法人の(8) の合計)
河 課和 ①	17」欄 中縄の経済金融活性化特別地区における認定 党の特例を適用している場合 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の639			結欠損金額	特定事業軽減対象 連結欠損金額の合計額 20
3	「区分番号」欄:「10527」 「適用額」欄:「17」欄の金額			がある等	#7\P4\A\\#\A\\#\A\
算	の 従 業 員 割 合 (9) (10)		算	の場合の	軽減対象連結欠損金額の合計額 21
	合 特別控除額の個別帰属額 ((8)又は((22)×(8)/(19)))×(40/100) ×(11) 12	円		計算	調整軽減対象連結所得金額 ((18)と((19) - (20) - (21))のう 52 5少ない金額)

別表十の二(二)

	12	2]、	13!	5]、	138	31.	141	」又に	よ 14	44」	欄に記載が	ある	場合	には	、追		額明	細書	・の言	建5	! לל,	必要でで	す。
	結所	得(り特り	別控	除等	€並て	バに	資産	の譲	渡	の場合の連(に係る特別	連事	結業				法人纟	名					
	控除	額(り損ぎ	金不	算入	、に見	ます	る明	細書	-		年	度						()
								I 4)	用打	奐地	等の場合の連	結所得	尋の物	寺別控	除に	関す	る明紀	書					
	譲渡	公	共	事	業	者	の	名	称	1		譲	渡	資	産	の	帳	簿	価	額	12		P
- 1	1/文							_	1.1.				-	_	•	. h . h							

同上のうち補償金等の額に13 公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日2 資 対応する部分の帳簿価額 産 収用換地等による譲渡年月日 支出した譲渡経費の額 0) 3 渡 明 経 渡経費に充 譲 てるた め 譲渡資産の種類4 細 費 付 を け 額 受 の 取 渡経 円 引 譲 費 差 \mathcal{O} 額 額 対価補償金及び清算金の額 5 16 (15)(14) -0 上のうち補償金等 同補収益補償金のうち対価 同 17 上償補償金に相当する部分の額 に係る譲渡経費 の額 算額 経費補償金のうち対価 補償金に相当する部分の額 渡 益 \mathcal{O} 7 18 金 $(9) + (10) - (11) - ((12) \mathbin{\not\boxtimes} \mathop{\not\boxtimes} (13)) - ((16) \mathbin{\not\boxtimes} \mathop{\not\boxtimes} (17))$ (9)+(10)-(11)-((12)又は(13))-((16)又は(17)) 当時期において設けた特別勘定の入金で入金で、 特別控除の規定の適用を受ける金額で入る金額で、 当該譲渡の日の属する年に入がて、 過渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額で、 競談した他の資産につき、5,000万円特別になるで、 外の移転補償金のうち対価 等 19 0 の額補償金に相当する部分の額 額 0 取得した補償金等の額 20 計 (5) + (6) + (7) + (8)算 除 除 に 係 控 特 控 る 10 貊 21 5.000万円 -(20)換 取 得 交 0 同上の交換Ⅰ 額 22 別 控 除 払ったる

P47参照

場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

(((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)

事業施行者等の名称	23	特た場 当該資産の譲渡をした連結法人が当 皮め合 該譲渡の日の属する年において
特定事業の用地買収等により 譲 渡 し た 年 月 日	24	・ ・ ・ </td
取得した対価の額	25	円 ^{業渡の} 特 別 控 除 額 35 ((32)と(34)のうち少ない金額)
交換取得資産の価額	26	特た場 当該資産の譲渡をした連結法人が当 定め合 該 譲渡の日の属する年において 譲渡した他の資産につき、1,500万円 宅土特 特別控除の規定の適用を受けた金額 地地別 は
交換取得資産につき支払った 交換差金の額	27	造等控 成 を除 1,500 万円 — (36) 37 事譲額
特定事業の用地買収等により	28	のた算 ((32)と(37)のうち少ない金額) 38
譲渡した部分の帳簿価額譲	28	農にの 当該資産の譲渡をした連結法人か当 地農 特 した他の資産において譲渡 39 特別控除の規定の適用を受けた金額 の 5 年 特 別 控 除 残 額 40
渡支出した譲渡経費の額経	29	合譲除 14
費の額に充てるためなり、例如の数でである。	30	((32) と(40) のうち少ない金額) 41
の 計差引譲渡経費の額 (29)-(30)	31	特等特 定を別議漢の日の属する年において 譲渡した他の資産につき、1,000万円 の譲控 特別控除の規定の適用を受けた金額 長渡除 特別 控 除 残 額 40
選 渡 益 の 額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32	# は は は は は は は は は は は は は は は は は は は

Ⅲ 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人に	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22)+(35)+(38)+(41)+(44)		円名連結法人の	の 1 別	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人 の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万、 5,000万日及0800万円特別控除の規定並びに1,000万円特 別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計) 当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡 こつき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000	48	円
における計	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48)-(51))×(45) (48)	46	合計額の計	2	5円、1,500万円及U800万円特別程除の規定並いに1,000 5円特別理除の規定の適用を受けた金額の合計額 特別 控 除 残 額 5,000万円ー(49)	10	
算	特別控除額の個別帰属額(45)-(46)	47	算	2	特 別 控 除 額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51	

別表十の二(二)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
	「第68条の73第1項」、「第68条の73第2項」若しくは「第68条の73第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の101第5項」	10215	「22」欄の金額

「35」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	「35」欄の金額

[38]欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡 した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	「38」欄の金額

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した 場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	「41」欄の金額

「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	「44」欄の金額

別表十の二(三) 「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別新事業開拓事業者に対し特定 出資をした場合の特別勘定の金額 する明細書		Ę	重 非 実 度	: :	法人名	()
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十の二(三)付表「11」の合計)	1	円当	連結	欠損金個別帰属額の (7)-(8)	翌期繰越都	9	円
当 個別所得金額仮計基準額(別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	2	期連	調	整 個 別 所 4 (2) - (3) - (4) - (5) - (6) (マイナスの場合は	6) — (9)	10	
期 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別 控除額 (別表十(三)「43」)	3	結	調道整(車 結 所 得 金 額 仮 (別表四の二「48の①」+「49 ①」+「51の①」+「52の①」	の①」+「50の		
結 農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 所 (別表十二(十四)「10」)	4	得個	別	翌 期 繰 越 連 結 ケ (別表七の二「1の計」-	て損 金 額	12	
得 農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)	5	別基	金調	調整 連結 所 (11) - (12) (マイナスの場合)	.,,	13	
別 関西国際空港用地整備準備金積立額、中部 国際空港整備準備金積立額又は再投資等準 備金積立額の損金算入額	6	準額	額	車結親法人及びその各連 整個別所得金額の合計額	結子法人の調	14	
(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」 準 又は別表十二(十五)「12」)		0	の 計	騆 整 個 別 所 得 金 (13)× (10) (14)	額限度額	15	
控除未済連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表ー「9の計」) 計	7	算	当其	朗 連 結 所 得 個 別 ((10)と(15)のうち少ない (125億円を超える場合は1	ハ金額)	16	
連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」)	8	当		引勘 定繰 入額 の う ち ā ((1)と(16)のうち少ない金		17	
当期	益 金 算		入	額の計	算		
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十の二(三)付表「13」の合計)	18	円当	期		入 額	20	Pi Pi
同上以外の場合の益金算入額(別表+の二(三)付表「14」の合計)	19			(18) + (19)			
	<u> </u>	7」欄					

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の98第1項」

② 「区分番号」欄:「10639」

③ 「適用額」欄: 「17」欄の金額

別ā 「16	表十二(一) 6」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。																						
海ダ	卜投資	賽損 _:	失準	備金	の損	金算	入	に	関する	る明紀	雷雷	又	ltì	F度 車結 F度			法人名	()
特	定	法	人	の	名	称	等	1	(第	号該	当法	(人)	<u> </u>	期首	「海外投資	等損	人生作	備金σ	金額	12			P.
本点	言又に	ま主た	る事	移	所の)	所 在	地	2					期	期		益	後 金 第 の計)	5 年		13			
資源	原開	発 投	資法	ら 人	等の)認	定	3	第	•	•	号	- 繰		司上以 益 金	外 σ.	り場合 第の計)	入	よる 額	14			
特	定	株	式:	等	の	認	定	4	第			、 号	額	入ヶヶ			計 + (14)			15			
当	ļ	期	積		立		額	5	NJ			<u>//</u> 円	この 計	坐 並	朝積立額 (!		ち損 (11)	金算	入額	16			
積		期 に : 官 株 크						6		•	•		算	期損		備	金 0	つ 金		17			
立限	(6)	の 特 に有 [*]	定杉	· 式	等の) う	ち	7				H	貸借	貝币	(12) - 計対照表 外 投 資	に計	上さ	れて	いる 備 金	18			
度		上の				当		8					対照表		差		- (17)	•	P5	0:	参	照	
額の	取得	导 年 度 簿 価 額	まに:	特员	三株 🗆			9					金額	当	貸借対	照表	の取	崩不	足額				
計算	積	立.		限	度		額	10					と の 差	期分	当期に	生じ		の合	⇒1. 宏石	21			
積	立	限 (5)		į.	迢 ì	B	額	11					額の明	前前期分	. 削 朔 オ	ミ に		るき	差 額	22			
		益		(10)	金			算	-		入		細	以 額		の の	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	計			算	=	
														当 5 年	期益			入	額				
積	<u> </u>	事 業	年	度	当初(うち)	か積損金	立算	額の入名	が期額準	首備	現金		額	5 年 算入	間均等による。	益金場合	لِ (25) لِ	以外(の場合	图(2	型 其 24)-	月 繰 - (25)	越 額) — (26)
						23	3				24				$\frac{23) \times {6}}{25}$			26				27	
積か立ち		•						F	円				円			円			F	9			
事業年		•	•																				F.
度を終経		•	•																				
了调		•	•																				
の目の		•	•																				
翌も日の		:	:																				
積か立ら		•	•																				
事。		•	•										_										
年去																							
度。		•	•										+	-									
度終了		•	•																				
*業年度終了の日		•	•																				
の目のい		· · · · · ·	•																				
の日の翌日		•	•																				
の日の翌日		· · · · ·	· · · · ·										円						F				

別表十二(一) 「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業 法人(第1号該当法人で第3号該当法	「第68条の43第1項」又は「第68条の 43第8項」	10187	「16」欄の金額
人を除く。))	(同条第1項第1号)		
海外投資等損失準備金(資源開発投資 法人(第2号該当法人で第4号該当法	「第68条の43第1項」又は「第68条の 43第8項」	10188	
人を除く。))	(同条第1項第2号)		
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業 法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の 43第8項」	10189	
	(同条第1項第3号)		
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資 法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の 43第8項」	10190	
	(同条第1項第4号)		

^{※ 「}第68条の43第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

112	り欄に記載な	バある	る場:	合に	は、	通	用額明:	細書	こ以了	F O.)記	載か	必	要で	す。								
中小明細	∖企業事業再終]書	編投資	資損勞		≢金⊄	り損:	金算入	に関す	る	又	業年 は連 業年	結			•	法)	人名						
特	定法	人	の	名	称	1			•	翌	期首金額		企業	事業再	[編投]	資損失	き準備	前金の	10				田
経営	力向上計画	の認り	定を	受け	た日	2	•			期繰	当期益	5 年	経過		手間均23の計		金算	入額	11				
当	期	積	立		額	3			円	越	金算	同上	以外		合によ 24の計		金算	入額	12				
	W #0) z .ks) . ~ T	÷ /日 1	<i>≱</i> 4+	حات مابيا دا	kk o					額の	入 額				計 1)+(1				13				
積立	当期において町取得年月日	又得し 	た特別	正株式	(等の)	4	•	٠	円	計	当:	期積	立名		うち - (9)	損金	算	入 額	14				
限	(4)の特定株式 ものの取得価額		ち期ま	末に有	する	5			n	算	期末金額				手編投資 13) + (・準備	歯金の	15				
度額	()	$(5) imes \frac{7}{10}$	<u>′0</u> 00			6				貸借	貸借業再	計対照 手編投	表に	計上さ 失準備	されてい 情金	いる中	小企	2業事	16				
の	取得年度に特別減額した金額	定株式	等の幅	長簿価	額を	7		<mark>4」欄</mark> 小企掌	業事業	対四	編抖	设資	員失		金の推	金貨	拿入	を適	用し	してい	る場	合	
計算	積 立	限		度	額	8	1 2	「租税 「区分 「適用	特別:	措置 欄	≣法 ∶「	の条 1065	:項」 [5]	欄:									
積		6) — (' 度	7) —— 超	過	額			· 100/11	NI LRT	0)	前前	,						مرسان ما					
		— (8) ————————————————————————————————————				9	hoka			細	期分以				こ お j期の(17))			20				
				益	3	金	算		入		額		の		計		算						
積	立 事 業 年		当初 <i>0</i> 金 算)積立額 入 額	額のう) ち損	期首現	在の準	準備 金額		全金		(5年	間均等 場合	2		入り	額 場	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		繰 - (23) -	越 - (24)	額
	T			21	1	F	1	22		円		4	23	P	п		24		円		25		
積立事業年度終了から5年を経過し	: :														3								円
のた 日も のの 翌	: :																						
日																							
積か立ら																							
事業年度終了の日5年を経過しない	· · · ·						争力強化 象となり			『を	改』	Eする	6 等0	の法律	単の施	行日	以後	どに終	?了?	する			
のも 翌の										+					-				+				-
目																							
	当期分	`								m								·	m				
	計									円				P	1				円				

別表十二(二)

特定廃棄物最終処分準備金の損金算入り			又は	年度 連結 年度	: :	法人名	()
特定廃棄物最終処金	分場の所在地	1	翌	期首	特定災害防止準備。	金の金額	7	円 円
			期	- I	推持管理積立金の取戻 場合の益金算入額	しをした	8	
特定廃棄物最終処	上分場の名称	2	繰越	益量	司上以外の場合による益	全算 入額	9	
		F	額		計 (8) + (9)		10	
当期準備金	: 積 立 額	3	の計	当期	準備金積立額のうち損 (3) - (6)	金算入額	11	
				##n _L_				
í±.			算	期木	特定災害防止準備。 (7)-(10)+(11)	金の金額	12	
積 立 当期中に独立行政注 全機構に積み立てで 金の金額	法人環境再生保 た維持管理積立	4	算 貸借対	貸借			12	
立 当期中に独立行政 全機構に積み立て 金の金額 度 額	た維持管理積立	4	貸借	貸借	(7) - (10) + (11) 対照表に計上されて	いる特定		
立 当期中に独立行政 全機構に積み立て 金の金額 度	た維持管理積立度	5	貸借対照表	貸借災害	(7) - (10) + (11) 対照表に計上されて 防止準備金 差 引	いる特定	13	
立 当期中に独立行政注 全機構に積み立て活 金の金額 度 額 の 積 立 限 計 (4) × - (1)	た維持管理積立度		貸借対照表の金額	貸貨 当 期 分	(7) - (10) + (11) 対照表に計上されて 防止準備金 差 G (13) - (12) 貸借対照表の取月	いる特定	13	

「11」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の46第1項」※1又は「第68条の46第6項」※2
- ② 「区分番号」欄:「10193」
- ③ 「適用額」欄: 「11」欄の金額
- ※1 ※2に該当するもの以外
- ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

	子力発電施設解体準備金の抗 細書	量金算.	入に関する	事業 又に 事業	は連	結		法人名 ()
特	定原子力発電施設の名称	1			য়য়	期	首原子力	発電施設	18		円
積	立 期 間	2			У .	严 华	体準備 3	亚 () 金 領			
当	期 積 立 額	3		円	期	当	解体費用を場合の益	を支出した	19		
積	当期末の解体費用見積額	4				期	<i>™</i> □ ∨ <u></u>	业 并 八 帜			
立	累 積 限 度 基 準 額 (4)× 90 100	5		j	繰	益	累積限 [度 超 過 額 7)	20		
限	前期以前の損金 第入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		;	越	金					
度	以 前期以前の積立限度 積超過額の合計額	7				算	その他の基益金質	易合による 算 入 額			
額	立 合 計前期以前の(11)の合計) 合 計前期以前の累積限度			:	額	入	=	s i			
の	額超過取崩額の合計額の	8			の	額		†† (0) + (21)	22		
計	計 計 (6) + (7) - (8)	9				业 ₺	期積立額のう	た坦桑質入類			
算	積 立 限 度 額 ((5)-((9)× - 100))× 当期の月数 当期以後の積立	10			計	<i>⊒≠</i>	(3) —	り順並昇八頃 (11)	23		
積	期間の月数 立 限 度 超 過 額 (3) — (10)	11			算		末 原 子 分解 体 準 備 (18) - (22)	金の金額			
累	累積限度基準額 (5)	12			貸	貸信	告対照表に計	上されている	25		
積	前期以前	 == +/= ===	如此进世人の	ᄱᄼ	<i> </i>	百.		2 個 / 推 / 性 / 上	20		
限	第 入 額 の (1) 「租税特」	別措置	解体準備金の 畳法の条項」欄						68∮	条の54第81	頁」※ 2
度			:「10196」 「23」欄の金額								
超	益 金 算 入 額 ※1 ※2	ı − ≣表 丠	するもの以外								
過	 前期以前の ※2 適格		に伴い、損金		<u>の</u>	適月	用を受ける場	合			
額	超 過 額 の (17)の合計)				の	期					
のの	差引原子力発電施設解体準備金の金額	16			差額	分	当期に生じた (11) -	差額の合計額 + (27)	28		
計	(13) - (14) - (15)				の ===	前					
算	当 期 累 積 限 度 超 過 額 (16) - (12)	17			明 細	期以前分		おける差額 の(26))	29		

別表十二(八) 「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(九) 「9」欄に記載がある場合にI	は、適用額明細書に	以下の記載が必要です。
特定原子力施設炉心等除去準備: する明細書	並の損並昇入に関 │又	業年度 は連結 法人名 業年度
特定原子力施設の名称		貸 貸借対照表に計上されている
当期準備金積立額	2	借除去準備金
積 立 限 度 額 当期中に原子力損害賠償・廃炉	3	照
等支援機構に積み立てた廃炉等積立金の金額		差 引 (11) — (10) 12
積 立 限 度 超 過 額 (2) - (3) (マイナスの場合は 0)	4	0
期首特定原子力施設炉心等 翌 除 去 準 備 金 の 金 額	5	金当
「9」欄 特定原子力施設炉心等除去準 ① 「租税特別措置法の条項」欄 ② 「区分番号」欄:「10597」		
③ 「適用額」欄:「9」欄の金額		
金益金第八額		差 当期に生じた差額の合計額 (4) + (13) 14
額 入 計 (6) + (7)	8	額
の 当期準備金積立額のうち 損 金 算 入 額 計 (2) - (4)	9	の 前 期 以 前 期 末 に お け る 差 額 (大世の (10))
算期末特定原子力施設炉心等除 去 準 備 金 の 金 額 (5) - (8) + (9)	10	(前期の(12)) 前 分

	/」(順に記載かのる場合	1	6、週川頭。	万州首に			11年277・3	少女	C 9 o			
	険会社等の異常危険準備 細書	金0)損金算入に		事業 又は 事業	連結	•	•	法人名	()
保	険 等 の 種 類	1									合	計
異常	期首異常危険		円		円		円		円	円		円
市危険	準備金の金額											
準備	期の補塡額	3										
金繰	金 よる益金算入額	4										
越額	計 額 (3) + (4)	5										
の計	10年洗替前の期首異常 危険準備金繰越額											
算当	(2) – (5)	7										
期												
積	正味収入保険料等	8		/	\	/		(/		
	積 立 率		()	()	()	()	()		
限度	積 立 限 度 額 (8)×(9)	10	円		円		円		円	円		
額	差 引 槓 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11										円
10	年											
虚	「7」欄 黄 タ の タ 類	19										
	保険会社等の異常危険準							- - -				
1 2			闡:「第68条 <i>0</i> .)55第 1]	頃」※	(1又	は「第68	8条の)55第133	頃」※ 2		
3			夏(「10」欄の金	額を超え	える	場合(こは、同	∄欄♂)金額)			
*				_ .								
*	2 分割等に伴い、損金	算ノ	への適用を受	ける場合	ì 							
の	期分	18										
	· · [7]	闌										
内	原子力	保险	食又は地震保障	食に係る.	異常	危険	準備金の	損金	算入を遊	面用している ⁵	場合	
1, 1			別措置法の条		「第68	8条の	56第11	頁]※	1又は「	第68条の56	第9項」※	2
			号」欄:「1019 - +問		10.40	■	東西 ナ 土刀 3	= 7 +	日人二十	日期の会が	;\	
訳	3 「適用・・・・	付付	」欄:「7」欄0	ノ並領(「	IU」作	の立	領で但/	୯ ବ୍ୟ	あごしは、	、川側の立符	1)	
	当 期 ※1 ※	21	に該当するもの	の以外								
積立		割等	等に伴い、損金	金算入の	適用	を受け	ける場合	•				
後:	金 100											
年を	金 ((12) - (24)) の金額	25										
経過し	入	26										円
限	度超過額合計	27										
期	(11) + (26) 末異常危険準備金の金額											
貸	(6) + (7) - (27) 貸借対照表に計上され											
借 対	ている異常危険準備金差引											
照表	(29) - (28)	30										
の金額	当 貸借対照表の取崩不足額 ((5)+(26))-((7)-((29)-前期 の (29)))	31										
との差額	期 当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32										
御の明細	^{前前} 前期末における差額 (前期の(30))	33										

別表十二(十)

4	り」称	削こ記載な	バある	場合に	は、	適用額明細語				の記載が	ひ要です	0		
	西国阿細書	際空港用地	整備準	≢備金 <i>σ</i> .	損金	金算入に関する		業年 は連 業年	結		法人名	()
新空	関西 港 用	国際空港杉 引地 を 貸	k式会社 し 付	生に対し けたし	1	本 · ·	円	翌	期整		際 空 港 金 の	新 金 額	16	H ₁
当		期積	立	乙	頁 2			期	当		年度等の			
(2)	(2) に	のうちょる	損 á 積	全 経 立 名				797	期	金用地整位 算	「る関西国 帯準備金		17	
内訳	(2) 処	の う ち 分 に よ	剰 <i>翁</i>		1 /1			繰	益	の	益 金 算 17)×——	入 額 -	18	
積	空港用地	平成24年 事業年度 連結事業年	又は同 度の開	日を含む 始の時に	5			越	金	算 同上以外			19	
	取得価	空港用地區	_		頁 6			額	入	益金	算 入 	、 額 ———		
	額算	指定会社	× 1/10	を額又に	İ.			の	額	(18)	計) + (19)		20	
75	所得	指定会社 (別表四「41の ニ「48の①」 の①」+「51	①」)又は +「49の	は(別表四の	D 7			計	当	期積立額の		算入額	21	
限	基	新関空会	; 社 所	得金額	頁 8			ΠĪ		(15)			
度	準	新関空会	社 欠	損金額	頁 9			算	期整		際 空 港 金 の 20) + (21	金 額	22	
額	額 の	(((7) + (8))又			10			貸借	貸関	借対照表に 西国際空港	計上され 用地整備	ている 準備金	23	
	計	所得	基	準				対照		差 (23)	引 — (22)		24	
の 	第 「15	(7)	— (10	')				表の		14: /# <u>+</u>	その取崩り	不足額	25	
1	関西	国際空港月				貴金算入を適用 「第68条の57第 1			るキ		(23) — 前期	の (23)))	Z5	
3		区分番号」相 適用額」欄	: [15]	欄の金額							度 超 - (14)	過額	26	
算	務算 積((6)、		 艮 //	度 名ない金額	頁 1.4			差額の	分	当期に生じ (25)	た差額の) + (26)	合計額	27	
当 ((<u>2</u>	期 積 ②)と	立額のう (14)のうち	ち損金	全算 入 額 い 金 額	頁)			明細	前期以前分	前期末に(前身	おける 朝の(24)	差額)	28	

別表十二(十二) 「10」欄に記載がある場合には			
中部国際空港整備準備金の損金 明細書		業年度 は連結 法人名 業年度 ()
	円		円
当 期 積 立 額	1	翌期 首中部国際空港整備準備金の金額	11
(1)(1) の う ち 損 金 経 理		期 当 等 基準事業年度等の終了 益 の日における中部国際 金 空港整備準備金の金額	12
による積立額		操 期 算 入 以 等 益 項	
内 (1) の う ち 剰 余 金 の 処 分 に よ る 積 立 額	3	越 金 算 (12) ×	13
空基界積限度基準額		額による金金界人額	14
積 港 進 (平成25年4月1日を含む事業年度 皮 は同日を含む連結事業年度 の開始の時における中部国際空 地 額 港 用 地 の 帳 簿 価 額	4	の額 (13) + (14)	15
立 取 $_{\mathcal{O}}$ 得 空港用地取得価額基準額 $_{(4)} \times \frac{1}{10}$	5	計 当期積立額のうち損金算入額 (10)	16
限 額算 累積限度基準額残額	6	期 末 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 の 金 額 (11) - (15) + (16)	17
度 (4) - ((11) - (14))	0	中部国际空港整備準備金	18
所 所得又は連結所得の金額 (別表四「41の①」)又は(別表四の二「48の①」+「49の基 (①」+「50の①」+「51の (10]欄))	7	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####	19
中部国際空港整備準備金の損金 ① 「租税特別措置法の条項」欄:		借対照表の取崩不足額) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20
② 「区分番号」欄:「10464」 ③ 「適用額」欄:「10」欄の金額		立 限 度 超 過 額 (1) - (9)	21
積 立 限 度 額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)	9	額 (20) + (21) ■ (20) = (21)	22
当期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)	10	の 前 期 前 前 前 前 分 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前	23

別表十二(十三) 「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。										
特別修繕準備金の損金算入に関する明細	書 又	業年度 は連結 業年度		法人名	,					
資産の種類及び名称		X 1 Z			`	合 計				
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2									
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	F	円				
翌 当 特 別 修 繕 費 を 支 出 し た 場 る 益 金 算 入 額 期 建立即開始を含む 0.5年2月1日	4									
裸 横立期间於 から 2 年経週後 3 年间均	5									
額 (((3) - (4) - (6)) と (24) のうち少ない金額) (4) 及び (5) 以外の場合による益金算入額	6									
計	7									
算 (4)+(5)+(6) 差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3)-(7)	8									
当 期 積 立 額	9									
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算し また特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10									
T	11									
艮 (11) - (8) (マイナスの場合は 0)	12									
質 <u>当期の月数</u> 0 60又は72	13 —			_	<u> </u>					
† (11) × (13)	14	円	円	円	F					
横 立 限 度 額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15		_							
賃 U 限 度 超 適 額 (9)-(15)	16					円				
明末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17									
*	18									
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算	[入を適用して	こいるは	易合		-					
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の	7)58第1項」※	〔1又[t「第68条 <i>0</i>	ウ58第9項」※	2					
② 「区分番号」欄:「10379」 ③ 「適用額」欄:「9」欄の金額(「15」欄の会	金額を超える	場合に	は、同欄の)金額)	-					
※ 1 ※ 2 に該当するもの以外					 算					
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用	を受ける場合	ì			F	円				
積 立 期 間 終 了 か ら 2 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合	24									
(23)× <u>当期の月数</u> 60			- L Z -	*	節の計算					
平成23年12月改正 治 平成24年4月1日以後最初に開始する 25 円		323		多繕準備金		円				
当事業年度又は連結事業年度開始の日	円	繰出	期益		入 額 32					
期同上の日における26 特別修繕準備金の金額		の計期		下繕準備金 31) - (32)	の金額 33					
<u>当期の月数</u> 120		借特		に計上され	ている 備 金 34					
算 10 年 均 等 取 崩 金 額 28	円		差	号 34) — (33)	35					
(26) × (27) 28		の金当			五 額 36					
の 同上以外の場合による益金算入額 29		額との期		照表の取崩) - ((34) - 前期						
算当期益金算入額30		差額分の		計 (36) + (37)	38					
算 当 知 金 昇 八 彼 30 (((28) + (29)) と (31) のうち少ない金額		明期以		に お け る 前 期 の (35)						

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書	に以下の記載が必要です。
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画 事業年度 等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮 又は連結 ま業年度	法人名
額の損金算入に関する明細書事業年度I 農業経営基盤強化準備金の損金算	////
認 定 計 画 等 の 種 類 1 関 期首農業経営	(基盤強化準備金の金額 11 円)
期 当 5 年を経込	過した場合の益金算入額 (25の計) の場合による益金算入額 12
	の計)+(27の計) ¹³ 計
(2) (額) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(12)+(13) (15) (14) (15) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15
第 期末農業経営	(10) 営基盤強化準備金の金額 - (14) + (15)
の は	をに計上されている 基盤強化準備金 ¹⁷
訳処分による積立額6	(17) – (16) 18
(3) の 7 ら 準 備 金 と し (7	照表の取崩不足額)-((17)-前期の(17))) 19
度所 得 基 準 額 8 額 以例表四「41の①」-(12)-別表四「27の①」)又は(別表四の二付表 8 の ① 」 ー (12)-別表四の二付表「35 の ① 」) 8 あの の より ま 回 の 二付表「35 の ① 」) 8 あの の よ の の し り ま 回 の 二付表 「35 の ① 」) 8 あの の し り ま 回 の 二付表 「35 の ① 」) 8 あの の し り ま 回 の 二付表 「35 の ② 」) 8 あの し り かい は し り い い は し り い い は し り い い は し り い い は し り い い は し り い い は し り い い は し り い い は し り い い い は し い い い い は し い い い い い い い い い	限 度 超 過 額 20
計積 立 限 度 額 9 差 分 当 期 に 生 類	E じた差額の合計額 (19) + (20) 21
	に お け る 差 額 前期の (18)) 22
益金第八額	の 計 算
	金 算 入 額 し等の場合 (25) 及 び (26) 以 外 の 場 合 (24) (25) (26) (27)
農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合	26 27 28 FI FI
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の64第1項」 ② 「区分番号」欄:「10347」	P
③ 「適用額」欄:「10」欄の金額	
当 期 分 計 円 円	П П
Ⅱ 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮	諸額の損金算入に関する明細書
取 農 用 地 等 の 種 類 29	計
度	
明農 用 地 等 の 取 得 価 額 31	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
又は積立金として積み立てた金額 (32) (32) (32) (32) (32) (32) (32) (33)	
内 (32) のうち剰余金の処分による金額 [43の計]欄	
章 5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算月 備 (25の計) 農用地等を取得した場合	の課税の特例を適用している場合
	頁」欄:「第68条の65第1項」
度 額 (35) + (36) + (37)	
額 所 得 基 準 額 (別表図「41の①」- (10) - (12) - 別表図「27の①」)又は (例表図の二付表「48の①」- (10) - (12) - 別表図の二付表「50の①」)	
の 取 得 価 額 基 準 額 40 円 ② 計 正 縮 限 度	H 3 H (0+2+3)
算 ((38)、(39)と(40)のうち少ない金額) (41)	H H
	© (4)+(5)+(6) Н
て 積 み 立 て た 金 額 の う ち 損 金 算 入 額 ((32) と (42) のうち少ない金額)	
- 59 -	

別にた	表十三(四) 25」、「29」又は「38」欄に記載か だし、震災特例法の規定によ	があっ りi			明細書に以下の記載が必要です。 は、適用額明細書の記載は必要ありません。	
	ヲ換地等に伴い取得した資産 入に関する明細書	の圧	「稲領寺の頂並 🏻	ては連	ミナルタ は連結)
譲渡	公 共 事 業 者 の 名 教	1		代替資	素 取 得 し た 代 替 資 産 の 種 類 24	_
資産	収用換地等による譲渡年月日	2		産につ	性 代替資産の帳簿価額を減額し、又 25 は積立金として積み立てた金額	円
座の明			THE STATE OF THE S	いて帳簿	て	
細	譲渡資産の収用換地等のあった 部 分 の 帳 簿 価 額		円	簿価額の	西 度 <u></u>	
取得し	対価補償金及び清算金の額			減額等		
た補償	以益補償金のうら対価補償金に相当する部分の額外	б		をした		
金等の	の 経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額 移転補償金のうち対価補償			場合	$\frac{1}{1}$ (25) $-$ (27)	7
額の	の類金に相当する部分の額取得した補償金等の額	8		特	Ver	
計算	(5) + (6) + (7) + (8)	9		別		
保一		10		勘	動 額	
				定	算 編 7 限 度 超 過 類	
渡	支出した譲渡経費の額	12		を	(29) - (31)	
経費		P6	31参照	設け	期 (29) — (32)	
の	差引譲渡経費(12) - (13)	111		』 た	繰 同上のうち前期末までに 34 益金の額に算入された金額	
の	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額(14)×(9)+(10)(9)+(11)			場	類 当 期 中 に 益 金 の 額 に 第 の 算 入 す べ き 金 額 35	
計算	(9) + (10) + (11) 交換取得資産に係る譲渡経費の都 (14) - (15)	16		合	新 期 末 特 別 勘 定 残 額 第 (33) - (34) - (35) 36	
帳簿価	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額	17		交換販	英 英 联 侍 賃 座 の 惺 類 37	
額の計	(4)× (9)+(10) (9)+(10)+(11) 交換取得度度の価額	1.0		得資	交換取得資産の帳簿価額を 38	円
算	に対応する帳簿価額 (4)-(17) 取得した補償金等の額			産に	(11)	
差	(9) 同上に係る譲渡経費の額	10		つい	² 編 換 に対応する帳簿価額 40 、 _限 取 ((4) 又は (18))	
益割	$(14) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20		て帳簿	を 長 度 資	
合	差 引 補 償 金 等 の 額 (19) - (20)	21		価額	一 一 交換取得資産に係る	
の				を減	立 価 計 価 計 43 対 計 <u>額 (40) + (41) + (42)</u> 43	
計	$(4) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$			額 し た	(39) — (43) 44	
算	差 益 割 合 (21)-(22) (21)	23		場合	居 縮 限 度 超 過 額 45	

別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場 合等の課税の特例	「第68条の70第1項」又は「第68条の70 第7項」	10349	「25」欄の金額 (「27」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
	「第68条の71第8項において準用する 第68条の70第1項」又は「第68条の71第 9項において準用する第68条の70第7 項」	10528	
換地処分等に伴い資産を取得した場 合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する 第68条の70第1項」又は「第68条の72第 3項において準用する第68条の70第7 項」	10529	
	「第68条の72第3項において準用する 第68条の71第8項において準用する第 68条の70第1項」又は「第68条の72第3 項において準用する第68条の71第9項 において準用する第68条の70第7項」	10531	

^{※ 「}第68条の70第7項」、「第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」、「第68条の72第3項において準用する第68条の70第7項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額	
収用等に伴い代替資産を取得した場 合等の課税の特例	「第68条の71第1項」又は「第68条の71 第3項」		「29」欄の金額 (「31」欄の金額を	
換地処分等に伴い資産を取得した場 合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する 第68条の71第1項」又は「第68条の72第 3項において準用する第68条の71第3 項」	40500	超える場合には、同欄の金額)	

^{※ 「}第68条の71第3項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場 合の課税の特例	「第68条の72第1項」又は「第68条の72 第5項」		「38」欄の金額 (「44」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

^{※ 「}第68条の72第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

[※] 区分番号「10528」及び「10531」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

分

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
寺定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地 等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の78第1項」、「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10352	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を 超える場合に
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10532	は、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10533	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え		10356	
(第3号該当) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道 事業用車両運搬具への買換え		10405	
(第4号該当) 日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10357	
過疎地域の外から内への買換え (令和3年旧措置法第3号該当)	「令和3年旧措置法第68条の78第1項」、「令和3年旧措置法第68条の78第9項」又は「令和3年旧措置法第68条の80」	10534	
防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内		10234	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項」若しくは「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」若しくは「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の79第8項にお出する平成29年日措置法第68条の78第1項」若しくは「平成29年日措置法第68条の78第9において準用する平成29年日措置法第68条の78第9項」若しくは「平成29年日措置法第68条の78第9項」若しくは「平成29年日措置法第68条の80」	10540	

^{※ 「}第68条の78第9項」、「令和3年旧措置法第68条の78第9項」、「第68条の79第9項において準用する第68条の78 第9項」又は「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」は、適格分 割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

^{※ 「}第68条の80」、「令和3年旧措置法第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した 場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

[※] 区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地 等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の79第1項」、「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10358	「36」欄の金額 (「38」欄の金額を 超える場合に
航空機騒音障害区域の内から外への買換え		10536	は、同欄の金額)
(第2号イ又はロ該当)			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え		10537	
(第2号ハ該当)			
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え		10362	
(第3号該当)			
所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道 事業用車両運搬具への買換え		10406	
(第4号該当)			
日本船舶から日本船舶への買換え		10363	
(第5号該当)			
過疎地域の外から内への買換え	「令和3年旧措置法第68条の79第1項」、「令和3年旧措置法第68条の79第3項」又は「令和3年旧措置法第68条の80」	10538	
(令和3年旧措置法第3号該当)			
防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内 における防災街区整備事業に関する都市計画 の実施に伴う土地等の買換え		10253	
(令和3年旧措置法第5号該当)			

^{※ 「}第68条の79第3項」又は「令和3年旧措置法第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

^{※ 「}第68条の80」又は「令和3年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六) 「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。												
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の 損金算入に関する明細書 事業年度 ・・・ 法人名 ()												
交換分合計画が公告された日 1 ・・・・	円 取 資 産 の 帳 簿 価 額 を 得 減 額 し た 金 額 資											
譲渡した資産の種類2	産のみ 圧 譲渡直前の帳簿価額 14 (8)											
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「10258」 ③ 「適用額」欄:「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)												
※ 1 ※ 2 に該当するもの以外 ※ 2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合												
渡 譲渡した土地等の面積 5	と の X 付 員 座 の M 倍 額											
資 譲 譲 度 様 簿 価 額 6	を 取 算 圧 縮 限 度 額 得 し (15) - (17)											
直 前 前	た 場 圧 縮 限 度 超 過 額 19 (13) - (18)											
の 経 費 の 額 7 明 様 簿	譲渡 資産の帳簿価額を 減額した金額 資産											
[[20]] 欄	(11) 取得資産の価額 21											
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに 清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「10258」 ③ 「適用額」欄:「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)												
※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合												
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	で の 価 (22) + (23) 24 額 資 計											
産 取 得 資 産 の 価 額 11	産 を 取 取 得 1											
明 取得した土地等の面積 12	た 場 圧 縮 限 度 超 過 額 26 (20) - (25)											

特定普通財産とその隣接する土 取得した特定普通財産の圧縮額 る明細書	の損金算入に関す	業年度 法人名 は連結 法人名 業年度)										
交換の年月日	1	交換取得資産の帳簿 で取価額を減額し、又は積立金 換得として積み立てた金額	H										
下13」欄													
※ 1 ※ 2 に該当するもの以外 ※ 2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合													
渡海淮15京左際拉	平方メートル	たを の X 探 取 符 頁 座 の 価 額 に 対 応 す る 帳 簿 価 額 17 (15) (15) + (16)											
演譲渡した所有隣接生地等の面積		合得 又し はた 足 縮 限 度 額 (15) - (17)											
議渡帳 簿 価 額の直		交場 換合 (13) — (18) [E 縮 限 度 超 過 額 19]											
前の の譲渡に要した経費の額	7	交換取得資産の帳簿 価額を減額し、又は積立金 として積み立てた金額											
[20] 欄		換,戶太撿取得容莊の無類											
金を支出した場合)を適用して ① 「租税特別措置法の条項」欄 ② 「区分番号」欄:「10263」	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「10263」												
※ 1 ※ 2 に該当するもの以外 ※ 2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合													
産取得資産の価額	11	し た 第 E 縮 限 度 額 (21) - (24)											
細取得した土地等の面積	平方メートル 12	場											

ï	「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。																																						
													得書		し	た	土	地等	手の		又心	美年 は連 美年	結		•	•		沒	三人	名	()
								先			行	+		取			得	ŧ		±		坮	也		等	F		の			明		細						
										_						平	成	21	年り	七 征	行」	取得	事 :	土均	也等	争			平	成	22	年多	先 彳	行	取行	导 -	上地	等	
先	行	取	得	土.	地	等	の	取	得	年	月	日	1	4	Ž.	•		•	平		•	•	-	平	•	•		平	•			平		•	•	Σ	Z.	•	
取又			引 退							業 <i>4</i>		度度	2	<u>코</u>		•			平平					平 平	:			平 平				平平				<u>Z</u>	Z Z		
届	ļ	Ц	書	0)	提	Н	1	年	F]	日	3	4	Ž			•	平			•	1	平				平				平				Σ	Z.		
先	行	ī IĪ	又彳	事 :	±:	地	等	0) F	折 🤊	在	地	4																										
先	ŕ	j j	取	得	±	: ‡	也	等	0.) [面	積	5		平	方>	ч —	トル	7	平方	メー	- トル	1	平	方メ	<u>-</u> Ь	ル	4	方	<i>x</i> —	トル	<u> </u>	平方	メー	ートノ	L	平力	i メー	ートル
先行取得	耳	Ż			得			佃	Б			額	6					円				E]				円				円				F	9			円
土地等の	育			で金	にす		全算 計	章 入	、さ 上		た	積額	7																										
取得価額	È	É	弓			文 (5) -	彳 - (导 (7)	,	価		額	8																										
TOPE								譲				渡				土			地	1			等			σ.)			明			細						
譲	Ù	隻 .	±:	地	套	争	の	譲	N V	渡	年	. ,]	日	9				•					•				•				•						十	
譲		渡	1	:	坩		<u>太</u>	」楫		月	F	在		地	10																						/		
譲渡利益金額の計	記録の情報を	6 度 重 力 つ 長 箏 田	美	渡	*		「和 「這 「說	祖利 区分 窗月 ※	兑 十 引 名 2	寺房野園」	引 欄 該	計置欄: 当	法 :「 17 する	の! 10: 」欄 るも	条 ¹ 26· 튛σ	項」 4」)金 O じ	欄	l: [(Γ ₂	第6	8倉	その の金	285€	第 をi	1項 超 <i>え</i>	()	× 1 。場	又	ぱ「	第	68	条 <i>σ</i>	·適用)859)金額	第7						
算			1	度	(利 (11) -	- (益 (14	.)	\$	È	1	額	15																								
								工				加田				12			度	Ę			額			σ.)			計	1		算						
								_		_								(1)	ш			2)	ш			3		ш		(4		ш		(5)	m
(8)) Ø 行)各 取	欄得	の 士	う : 地	ち 1 等	当其	期に) ء	こ通	道月 引]]を 取	· 受 得	け. 価 額	る額	16					円					円					円					円				円
													iし、 金ね		17																								
圧縮	((15	()	D i	計)) >	((80	%	又	H	: 60) %)	18																								
限度	1 (18)	O.	, ,	· ·	5 :	適	用	済	F み	ナ (カミ	金	額	19		_				(2)	1)の(1)			(21	.) の	1)+	2		(21) の①)+(2)+	- ③	(21)	か①+	2+	3+4
額の						(18	3) -	- (19))					20																								
計算	作												度 復		21																								
圧		絲	Í		艮 17		度	(:	起 21)		j	咼	1	額	22																								

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損 算入に関する明細書	事業年度 又は連結 法人名 事業年度
賦 課 金 の 額 1	円 試験研究用資産の帳簿 価額を減額した金額 5
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額2	圧額 (3) の う ち 固 定 資 産 の 取 得 等 に 充 て た 金 額
差 引 賦 課 金 の 額 (1) - (2)	限計 圧 縮 限 度 額 度算 (6) 又は((6) - 1円)
取得した試験研究用資産の種類 4	圧 縮 限 度 超 過 額 (5) — (7)

「5」欄

技術研究組合の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の94第1項」
- ② 「区分番号」欄:「10366」
- ③ 「適用額」欄:「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

Ï	3]、「13」文は「17」欄に記載が	がある場合には.	適用額明細書に以下の記載が必要です。									
	廃業助成金等で取得した固定資 損金算入に関する明細書	産等の圧縮額等	(事業年度))								
助	成 金 等 の 名 称	1	告 示 年 月 日 4 · ·									
助	成金等を交付した者	2	告 示 番 号 5 第	号								
助	成金等の交付を受けた年月日	3	交付を受けた助成金等の額 6	円								
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算												
	帳簿価額の減額等	をした場合	特別勘定を設けた場合									
減価	減価償却資産の減価補塡費に 対 応 す る 助 成 金 等 の 額	7	特別勘定に経理した金額17	円								
補塡	減 価 償 却 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し た 金 額	8	→ 繰 入 限 度 額 18									
金	損 金 不 算 入 額 (8) - (7)	9	(12) — (14)									
転	転 廃 業 助 成 金 の 額	10	操入限度超過額 19 P70参照									
廃	減価償却資産の帳簿価額及び 取壊し等に要する経費の額	11	翌 当 初 の 寺 別 勘 定 の 金 額 20 (17) - (19)									
業	差引転廃業助成金の額 (10)-(11)	12	期									
助	固定資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額	13	繰 同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額 越									
成	圧 縮 固定資産の取得等のため(12) 又は(12)のうち特別勘定残額に 財応するものから支出した金額 度	14	額 当 期 中 に 益 金 の 額 に 算 入 す べ き 金 額 22									
金	の 圧 縮 限 度 額 計 (14)又は((14)-1円) 算	15	計									
	圧 縮 限 度 超 過 額 (13) — (15)	16	期末特別勘定残額 第 (20) - (21) - (22)									

別表十三(十)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補塡金により帳簿価額の減額を した場合)	第68条の102第1項		「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (転廃業助成金の交付を受けたことに	「第68条の102第2項」又は「第68条の 102第3項」	10272	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を
より帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第68条の102第10項において準用する第68条の102第2項」又は「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」	10542	超える場合には、同欄の金額)

- ※ 区分番号「10272」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。
- ※ 区分番号「10542」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。
- ※ 「第68条の102第3項」及び「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」は、適格分割等に伴い、課税の 特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (特別勘定を設けた場合)	「第68条の102第4項」又は「第68条の 102第6項」	10273	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

^{※ 「}第68条の102第6項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(五) 「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合にI	は、適用額	額明細書(こ以下の	記載が必要です。
完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整	事業年度			

に関する明細書	B] V	ノ玖りⅣカロンカ	『正 又は連結 事業年度	法人	.名 ()							
譲 受 法 人 名	1		•			計							
譲渡損益調整資産の種類	2												
譲 渡 年 月 日	3												
譲渡収益の額	4	円	円	円	円								
譲渡原価の額	5												
調整前譲渡利益額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6												
圧縮記帳等による損金算入額	7												
[18] 欄 11 													
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る 円 措置)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の72第10項」													
② 「区分番号」欄:「1056	5]												
③ 「適用額」欄:「18」欄の 資産の「14」欄の金額	-וס	その他()	」の空欄に「換地	也処分等」と記載	i ()								
	12												
当期益金算入額 簡便法により計算する場合 には、(21) 又は(25) の金額	13												
日 翌期以後に益金の額に算入する金額 ((8)又は(12)) - (13)	14												
度 (10) のうち期首現在で損金の 額に算入されていない金額 (前期の(17))													
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合 (には、(22)又は(26)の金額	16												
図期以後に損金の額に算入する金額 ((10)又は(15))-(16)	17												
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他()	譲 渡 ・ 償 却 その他()		譲渡・償却その他()								
簡当 [質 対 期 間 の 月 数 [19	月	月	月	月								
便期 法損 (賞 当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から 当期の末日までの月数)	20												
に金 却 当 期 益 金 算 入 額 (8) × (20) (19)	21	円	円	円	円								
り 当 新 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	22												
金計機を支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月								
算算 当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24												
類 る 金 算 入 額 大 数 (8) × (24) (23) (24) (23)	25	円	円	円	円								
は合 産 当 期 損 金 算 入 額 (10) × (24) (23)	26												

別表十四の二 「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。												
連結事業年度における寄附金の損金算入に関する	(連 結 事 業 法人名											
明細書	年度											
支 指 定 寄 附 金 等 の 金 額 1 (25 の計) 出 はない ** はない **	円 ^{特対金} ^{定す算}											
般し 特定公益増進法人等に対する寄附金額 2 (26 の 計)	第 公 る 入 <u> </u>											
附たその他の寄附金額3	増附 の 額 の 月 数 換 算 額 の <u>3.75</u> 相 当 額 進金 (11) × <u>3.75</u> 1,000 15 0 額											
金 奇 計 (1) + (2) + (3) 4	人等の特定公益増進法人等に対する											
損金 完全支配関係がある法人 5 に 対 す る 寄 附 金 額 5	^{等別計} 寄附金の特別損金算入限度額 に _損 算 ((14)+(15))×½											
算 額 (4)+(5)	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額) 17											
	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 18											
(所など) - 1340/(上) 1340/(上) 26」欄	国外関連者に対する寄附金額19											
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金	 算入の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄											
附金を支出した場合)を適用している場合												
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の96第1項	ij※ 1 ※ 2											
② 「区分番号」欄:「10381」※1又は「10407」※2 ③ 「適用額」欄:「26」欄の金額のうち「寄附先又は受	・ ・許者 ・欄に - 認定特定非党利活動法 人※ 1 ▽ は											
特例認定特定非営利活動法人※2が記載されてい												
※ 1 第68条の96第1項(区分番号:「10381」)												
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合	<u></u>											
※ 2 第68条の96第 1 項(区分番号:「10407」)	· 相											
特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の	の場合 円											
큼+												
	│ ┡に対する寄附金又は認定特定公益信託 <u>に対する支出金の明細</u>											
寄附した日又は支出した日 寄 附 先 又 は 受 託 者 所	在 地											
	р											
計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細											
支出した日受託者所	在 地 特定公益信託の名称 支 出 金 額											
	Р											
	属 額 の 計 算 											
連結法人名	(17)のうた当該連续注人が专用した独定の共権推注											
	(17) のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法 人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額 34											
連 精 特定公益増進法人等に対する寄附金額 28	$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$											
法 人 が その他の寄附金額29	損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額 35											
支 計 (27) + (28) + (29) 30	$(21) \times \frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$											
国外関連者に対する寄附金額 31	個別帰属 額 36											
寄 (30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (31) 32												
金 完全支配関係がある法人に対する寄附金額 33												

別 [3	引表十六(一) 「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。											
IE O.	日定額 2賞却額	去又は定額法に 額の計算に関す	よる るり	る減価償却資産 明細書	事業年度 又は連結 事業年度			法人名	()		
資	種	類	1						,	,		
産	細細	造 ————————————————————————————————————	3									
区	取 得		4				•					
_ 分	事業の	用に供した年月	5									
20	耐	用 年 数	6	年	fal	年	41	年	年	年		
取得		額又は製作価額	7	外円	%	田	<i>9</i> ኑ	円	外 円	外		
価	圧 縮 積 立 差 引	記帳による 金計上額 取得価額	8									
額		(7)-(8) 計算の対象となる	9									
帳	期末現	在の帳簿記載金額在の積立金の額	10									
/refer		金の期中取崩額	12									
簿	差引	帳簿記載金額	13	外△	外△		外△		外△	外△		
価		(10)ー(11)ー(12) 計上した当期償却額	14									
:	前期から	繰り越した償却超過額	15	外	外		外		外	外		
額	合	(13) + (14) + (15)	16									
	平 残	存 価 額	17									
	成 19	取得価額×5% (9)× 5 100	18									
当期	年 3	旧定額法の償却額計 算の基礎となる金額 (9)-(17)	19									
<i>分</i>	月	旧定額法の償却率	20									
Ø)	日の場	合 (19)×(20)	21	円	7	国	,	円	円	円		
普通	以 前	増加償却額 (21)×割増率 計	22	()	()	()	()	()		
償	取 (16)≦	((21)+(22)) 又は((16)-(18))	23									
却限	分の場		24									
医度	成 19	(9)	25				D7	7~	√80参照			
額	4 篁	額法の償却率出債却額	26 27	円		円	- F/	, , ,	のの多点	円		
等	1日以後取得分		28	()	())		()		
	取得分	27) 大 <u>刮垣卒</u> 計 (27) + (28)	29									
当	(の普通償却限度額等 23)、(24)又は(29)	30									
期分の		租税特別措置法	31	条 項 ()	条 (項)	条 (項)	条 項(条 項 ()		
償却	却慣特度 又却別額	特別償却限度額	32	外円	外	H	外	円	外	外門		
限度		繰り越した特別償却不 合併等特別償却不足額	33									
額		(30) + (32) + (33)	34									
当	期 賞 去	償 却 額 下 足 額	35									
差引	貨去	(34) — (35)	36				P	80 <i>ई</i>	>照			
		(35) — (34)	37	外	外		外	00 2		外		
却	当認機	からの繰越額 却不足によるもの	38									
旭	損容積	立金取崩し	40									
過額	金額 に 差引合	よるもの 計翌期への繰越額	41									
	翌期に繰り	+ (38) - (39) - (40)) 越すべき特別償却不足額	42									
特別	当期にお	と((32)+(33))のうち少ない金額) いて切り捨てる特別償却 は合併等特別償却不足額	43									
償却一		型期への繰越額 (42)-(43)	44									
	翌越 期額		45									
額	への 当 繰訳	期分不足額	46									
適合	各組織再編 併 等 キ	記成により引き継ぐべき 対別債却不足額	47									
備	((00) (09))	と(32)のうち少ない金額)	1		<u> </u>					<u> </u>		

令三・

四

以後終了事業年度又は連結事業年度

分

5	表十六(三) 32」又は「33」欄に記載がある場	易合	には、適用				下の証	記載が必	要です。		
	生産高比例法又は生産高比例法I 価償却資産の償却額の計算に関す			又	・ 業年度 は連結 事業年度		•	法人名	()
	種類	į 1				-11					
資	構	2									
産区	細	3									
分	取 得 年 月 目	4						•			
	事業の用に供した年月	5									
取	取得価額又は製作価額	į 6	外	円:	外	円	外	円	外 F	9 外	円
得価	圧縮記帳による積立金計上額	į 7									
額	差 引 取 得 価 都 (6) - (7)	8									
	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金 8										
帳	期末現在の積立金の額	10									
簿	積 立 金 の 期 中 取 崩 割	į 11									
149-	差 引 帳 簿 記 載 金 8 (9) - (10) - (11)	12	外△		外△		外△		外△	外△	
価	損金に計上した当期償却額	į 13									
額	前期から繰り越した償却超過額	į 14	外	:	外		外		外	外	
	台 計 (12) + (13) + (14)	15								1	
鉱	山 の 命 数	16		年		年		年	4	=	年
当	亥鉱業用減価償却資産の耐用年数	17									
同	上の期間内における採掘予定数量	18	1	・ン		トン		トン	F)	/	トン
経	済 的 採 掘 可 能 数 量	19									
当	期 産 出 鉱 量	20									
	平 残 存 価 怱	-		円		円		円	F	3	円
当	成 10 差 引 取 得 価 額 × 5 %)									
期	年 $(8) \times \frac{5}{100}$	22									
分	日生産高比例法の償却者計算の基礎となる金者(8) - (21)										
の	1	i									
普	日 の場合 (23)	24									
通	以前 ((18)又は(19)のうち少ないトン数) 算出償却	25								1	
償	取 ((20) × (24)) 又は((15) - (22)) 算 出 償 却										
却	得 (15) ≦ (22) 分 ^{の場合} ((22) - 1 円) × 60	26				D7 ⁻	7~	80参	· HZ		
限	平 1 生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 成日 (8)	27				Г/,	,	00岁	775		
度額	新量 1 トン当たり償却金額 年取 (27) ((18)又は(19)のうち少ないトン数)	28									
帜	** 取 ((18)又は(19)のうち少ないトン数) 4 得 算 出 償 却	29									
当	月分 (20) × (28) 当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 都	i								-	
期	(25)、(26) 又は(29)	30	久	項	条	項		項	条工	Į.	条項
分の	別は却特限の場合に対し、別においては、別に対し、別は知り、日には、別は、別は、日には、別は、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日には、日に		th .	円:	(外) 円	外) 円	() 外 F	9 外	<u>)</u> 円
貨却	 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 賃 玉										
限度	不足額又は合併等特別償却不足割	į ss									
額	(30) + (32) + (33)	34								-	
当差	期償却額	+				D0	~ 4	· D73	<u> </u>	-	
	償却不足額(34)-(35)	36				P8	0参	訊			
引	償 却 超 過 額 (35)-(34)	37	ы		外		外		外	外	
償	前期からの繰越る	-		ĺ	×1		21		21		
却超	期領和不足によるもの	-									
過額	金額 積立金取崩しによるもの差 引合計翌期への繰越る	s .								-	
-	(37) + (38) - (39) - (40) 翌期に繰り越すべき特別償却不足者	41									
特则	笠 朔 に 繰 り 越 り へ さ 特 別 慎 却 不 足 (((36) - (39)) と ((32) + (33)) の うち少ない金額) 当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 ま	42									
別償	不足額又は合併等特別償却不足者	4.3 i									
却不	(42) - (43)	44									
足	翌繰内期級記	45									
額	へ額 当 期 分 不 足 都	į 46									
適格	組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((36) - (39))と(32)のうち少ない金額)	47									
備老		1					1				
_											

別 [;	別表十六(五) 「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。											
	取替法による取替資産の償却額の計算に関する 事業年度 明細書 : 法人名 : 法人名											
明	柑青			事業年		•		()			
資	種類	1										
	- 造	2										
産		3										
区		4	• •		•	•	•	• •				
分		5	年		年		年	年	4			
		7	外円	外	円	外	円	•	· 外			
取得		8										
価額	差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9										
	償却額計算の対象となる	10										
帳	別木児仕の帳簿記載金額	11										
		12										
簿	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10) - (11) - (12)	13	外△	外△		外△		外△	外△			
		14										
価	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外		外		外	外			
1,5-4	合 計 (13) + (14) + (15)	16										
額	前期から編り載した帳別億却不見類	17										
	旧定率注マけ定率注の	18										
	平 旧 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額	10										
当	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	19										
期	月の日中央対けたとを使われて対策の基準したことを	20	Ш		Ш		Ш	П				
分の	日 定 (18)	21	円		円		円	P	F			
普		22	円		円		円	P.	F			
通	分 ((19)×(20)) 又は((21)×(22))	23	П		17		L3					
償却	成 短 (9)	24										
限	は と 観 伝 の 負 却 辛	25	円		P7	7~	·80参	照	F			
度	1 足 率 (18)	26										
額	第 出 償 却 額	27 28	円		円		円	P	F			
	分 ((24) × (25)) 又は((26) × (27))	29										
当	(11) (7 /54 /110)	30	()	()	()	()	()			
期	前期から繰り越した特別償却不足額	31	79	A		. Al			n n			
分	又 4 分 併 等 符 別 負 却 不 定 額	32					_					
の質	(29) + (30) + (31)	33										
却		34										
限度	当 期 の 通 常 償 却 額 ((32)又は(34)のうち少ない金額)	35			P	ลกร	参照					
額		36			_ ' '	J O 3	<i>)</i> ////					
	償 却 限 度 額 (35)+(36)	37										
当	期 償 却 額	38										
差	償 却 不 足 額 (37)-(38)	39										
引	償 却 超 過 額 (38)-(37)	40										
償	前期からの繰越額	41	外	外		外		外	外			
却超	当認期容慣却不足によるもの	42										
過	342	43										
額	(40) + (41) - (42) - (43)	44										
特回	(((39) - (42)) と((30) + (31)) のうら少ない金額)	45										
別償	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46										
却		47										
不足	朔 越 武	48										
額	3, 3,	49										
	(((39) - (42))と(30)のうち少ない金額)	50										
備老	7											

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P83~86参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額					
高度省エネルギー増進設備等を取得 した場合の特別償却	令和3年旧措置法第68条の10第 1項	10598	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、					
	(令和3年旧措置法第42条の5 第1項第1号)		別表十六(三)「32」欄又 別表十六(五)「30」欄 の金額					
	令和3年旧措置法第68条の10第 1項	10600	分並領					
	(令和3年旧措置法第42条の5 第1項第2号)							
	令和3年旧措置法第68条の10第 1項	10602						
	(令和3年旧措置法第42条の5 第1項第3号)							
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別増加	第68条の11第1項	10030						
合の特別償却	(第42条の6第1項第1号)							
	第68条の11第1項	10033						
	(第42条の6第1項第2号)							
	第68条の11第1項	10036						
	(第42条の6第1項第3号)							
	第68条の11第1項	10039						
	(第42条の6第1項第4号)							
国家戦略特別区域において機械等を 取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10605						
国際戦略総合特別区域において機械 等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項	10291						
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の3第1項	10580						
地方活力向上地域等において特定建 物等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10551						
特定中小連結法人が経営改善設備を 取得した場合の特別償却	令和3年旧措置法第68条の15の 4第1項	10428						
中小連結法人が特定経営力向上設備 等を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項	10584						
認定特定高度情報通信技術活用設備 を取得した場合の特別償却	第68条の15の6の2第1項	10636						

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
事業適応設備を取得した場合等の特 別償却	第68条の15の7第1項	※ 1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は
	第68条の15の7第3項	10648	別表十六(三川32] 欄入(は 別表十六(五)「30」欄 の金額

- ※1 区分番号「10644」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に情報技術事業 適応設備の取得等をした場合が該当します。
- ※2 区分番号「10648」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に生産工程効率 化等設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
再生可能エネルギー発電設備等の特 別償却	令和3年旧措置法第68条の16第 1項の表の第1号	10614	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、
特定船舶の特別償却(船舶の特別償却)	「第68条の16第1項第1号」※ 1又は「令和3年旧措置法第68 条の16第1項の表の第2号の中 欄のイ」※2	10623	別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第68条の16第1項第2号」※ 1又は「令和3年旧措置法第68 条の16第1項の表の第2号の中 欄のロ」※2	10625	
	「第68条の16第1項第3号」※ 1又は「令和3年旧措置法第68 条の16第1項の表の第2号の中 欄のハ」※2	10627	

- ※1 第68条の16第1項第1号、第68条の16第1項第2号、第68条の16第1項第3号は、令和3年4月1日 以後に特定船舶の取得等をした場合が該当します。
- ※2 令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ、令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロスは、令和3年4月1日前に船舶の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合 施設の特別償却	第68条の17第1項	10504	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項の表の第1号	10591	別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の18第1項の表の第2号	10593	· 少亚 (映
関西文化学術研究都市の文化学術研 究地区における文化学術研究施設の 特別償却	第68条の19第1項	10303	
特定事業継続力強化設備等の特別償 却	第68条の20第1項	10629	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定地域における工業用機械等の特 別償却	令和3年旧措置法第68条の27第 1項	10119	
	(令和3年旧措置法第45条第1 項の表の第1号)		
沖縄の産業高度化・事業革新促進地 域において工業用機械等を取得した	第68条の27第1項	10510	
場合の特別償却	(第45条第1項の表の第1号)		

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域に おいて工業用機械等を取得した場合	第68条の27第1項	10513	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、
の特別償却	(第45条第1項の表の第2号)		別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の	第68条の27第1項	10516	の金額
特別償却	(第45条第1項の表の第3号)		
沖縄の離島地域における旅館業用建	第68条の27第1項	10134	
物等の特別償却	(第45条第1項の表の第4号)		
特定地域における産業振興機械等の 割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第 2項の表の第1号	10437 ※ 1	
	第68条の27第2項の表の第1号	10653 ※ 2	
	第68条の27第2項の表の第2号	10556 ※ 3	
	第68条の27第2項の表の第3号	10543 ※ 4	
	第68条の27第2項の表の第4号	10519 ※ 5	
	令和3年旧措置法第68条の27第 2項の表の第4号	10558 ※ 6	

- ※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「10653」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※3 区分番号「10556」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第2号)を記載してください。
- ※4 区分番号「10543」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、離島振興対策 実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械 等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には 令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第3号)を記載してくださ い。
- ※5 区分番号「10519」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第4号)を記載してください。
- ※6 区分番号「10558」は、令和3年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、振興山村に係る 措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、
	第68条の29第2項	10631	別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は
	第68条の29第3項	10633	別表十六(五)「30」欄 の金額
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	第68条の31第1項	10330	V 2 112, 114
事業再編計画の認定を受けた場合の 事業再編促進機械等の割増償却	第68条の33第1項	10595 ※	

※ 区分番号「10595」は、平成30年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合に も、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、平成30年度税制改正後の租税特別措置法の条項番 号(第68条の33第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額					
特定都市再生建築物の割増償却	第68条の35第1項	10449	別表十六(一)「32」欄、					
	(同条第3項第1号)		別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は					
	「第68条の35第1項」、「平成31年旧措置法第68条の35第1項」 又は「平成27年旧措置法第68条の35第1項」 の35第1項」	10452	別表十六(五)「30」欄 の金額					
	(「第68条の35第3項第2号」、 「平成31年旧措置法第68条の35 第3項第1号ロ」又は「平成27 年旧措置法第68条の35第3項第 2号ロ」)							
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第68条の36第 1項	10342 ※						
	第68条の36第1項	10575 ※						

[※] 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限 度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68 条の40第4項」	10100	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額

円

月

円

別表十六(六) 「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度

•

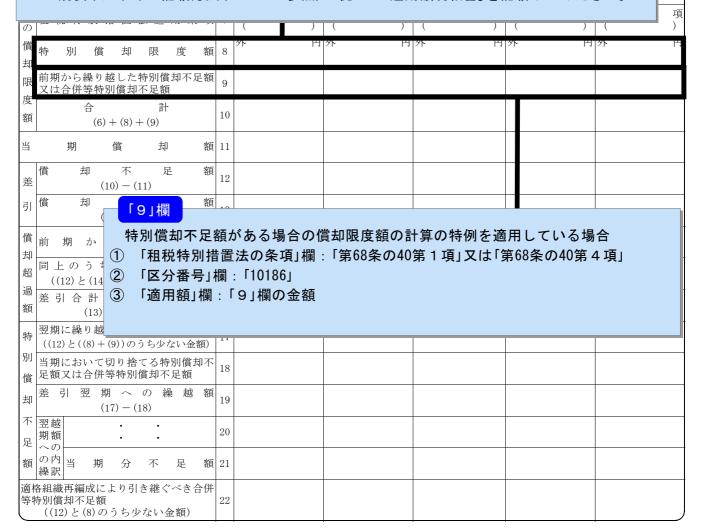
法人名

「8」欄

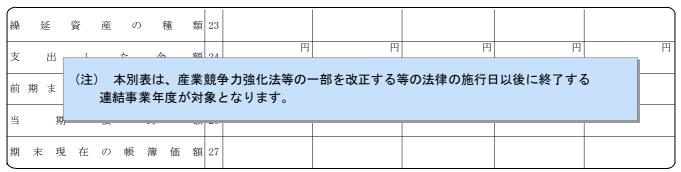
T 均等僧却を行う繰延沓産の僧却額の計質に関する明細書

事業適応設備を取得した場合等の特別償却(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の7第2項」
- ② 「区分番号」欄:「10646」
- ③ 「適用額」欄:「8」欄の金額
- (注) 「8」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P83~86参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。



Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書



別表十六(九) 「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特	別償却準備金の損金算入に関する明細	*		又心	(東年) は連済 (東年)	結	•	•	Š	法人	.名	()
	特別償却に関する規定の該当条項	1	第第	条 号	第	項	第 第	条 号	第	項	第第	条 号	第	項	計
,	種類	2													
産	構造・区分・設備の種類	3													
区	細 目	4													
分	事業の用に供した年月日	5		•		D	0 2	~	86	ر ج	≳ H	四	•		
	耐 用 年 数	6				Г())写	少 片			年	
当	期 積 立 額	7				円				円				円	円
当期	当期の特別償却限度額	8													
積立限	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9													
度額	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10													
差	積 立 限 度 超 過 額 (7)-(10)	11													
	積 割 増 償 却 の 場 合 (8)-(7)	12									P8	36	参!	照	
引	不 足 額 年 度 特 別 償 却 の 場 合 (8)-((7)-(9)) $((7)-(9)\leq 0$ の場合は (8))	13													
積	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14													
立	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15													
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16													
不	期 .	17													
足	当 期 分	18													
額	額 の 内 内 訳	19													
当	期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 ((7)と(10)のうち少ない金額)	20													
合	併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8) - (7)	21													
翌	積 立 事 業 年 度	22		•	•				:			•			
期	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23				円				円				円	円
繰	期首特別償却準備金の金額	24													
越	当	25													
額の	益	26													
計	入 合 計	27													
算	類 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額														
	(24) - (27)	28													

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設 備等を取得した場合の特 別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年 旧措置法第42条の5第1項第1号))	10599	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10601	
	(令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年 旧措置法第42条の5第1項第2号))		
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10603	
	(令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年 旧措置法第42条の5第1項第3号))		
中小連結法人が機械等を取得した担合の特別に対	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10031	
取得した場合の特別償却	(第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号))		
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10034	
	(第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))		
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10037	
	(第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))		
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10040	
	(第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))		
国家戦略特別区域におい て機械等を取得した場合 の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10606	
国際戦略総合特別区域に おいて機械等を取得した 場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10292	
地域経済牽引事業の促進 区域内において特定事業 用機械等を取得した場合 の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10581	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10552	
特定中小連結法人が経営 改善設備を取得した場合 の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10429	
中小連結法人が特定経営 力向上設備等を取得した 場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10585	
認定特定高度情報通信技 術活用設備を取得した場 合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10637	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	③適用額	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10645	「8」欄の金額
場合等の特別償却	(第68条の15の7第1項)	※ 1	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10647	
	(第68条の15の7第2項)	※ 2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10649	
	(第68条の15の7第3項)	※ 3	

- ※1 区分番号「10645」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に情報技術事業適応設備 の取得等をした場合が該当します。
- ※2 区分番号「10647」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に事業適応繰延資産となる費用を支出した場合が該当します。
- ※3 区分番号「10649」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に生産工程効率化等設備 等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	3適用額
再生可能エネルギー発電 設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10615	「8」欄の金額
特定船舶の特別償却(船 舶の特別償却)	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第1号又は令和3年旧措置法 第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ)	10624	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第2号又は令和3年旧措置法 第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ)	10626	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項第3号又は令和3年旧措置法 第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ)	10628	
港湾隣接地域における技 術基準適合施設の特別償 却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10505	
被災代替資産等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第1号)	10592	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第2号)	10594	
関西文化学術研究都市の 文化学術研究地区におけ る文化学術研究施設の特 別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10304	
特定事業継続力強化設備 等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10630	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10307	
特定地域における工業用 機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10120	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業 革新促進地域において工 業用機械等を取得した場 合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10511	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業 集積地域において工業用 機械等を取得した場合の 特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10514	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10517	
沖縄の離島地域における 旅館業用建物等の特別償 却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10135	
特定地域における産業振 興機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成27年旧措置法第68条の27第2項の表の第1号)	10438 ※ 1	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10654	
	(第68条の27第2項の表の第1号)	※ 2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10557	
	(第68条の27第2項の表の第2号)	※ 3	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10544	
	(第68条の27第2項の表の第3号)	※ 4	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10520	
	(第68条の27第2項の表の第4号)	※ 5	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10559	
	(令和3年旧措置法第68条の27第2項の表の第4号)	※ 6	

- ※1 区分番号「10438」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策 実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「10654」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度 税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は 過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促 進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※3 区分番号「10557」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度 税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置 によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合が該当しま す。
- ※4 区分番号「10544」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※5 区分番号「10520」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度 税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域 及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受 ける場合が該当します。
- ※6 区分番号「10559」は、令和3年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、振興山村に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10325	「8」欄の金額	
	(第68条の29第1項)			
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10632		
	(第68条の29第2項)			
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10634		
	(第68条の29第3項)			
障害者を雇用する場合の 特定機械装置の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10331		
事業再編計画の認定を受 けた場合の事業再編促進 機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10596		
特定都市再生建築物の割	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10450		
増償却	(第68条の35第3項第1号)			
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10453		
	(「第68条の35第3項第2号」、「平成31年旧措置 法第68条の35第3項第1号ロ」又は「平成27年旧 措置法第68条の35第3項第2号ロ」)			
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10343		
	(平成28年旧措置法第68条の36第1項)	※		
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	- ·-		
	(第68条の36第1項)	※		

[※] 区分番号「10343」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による 改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法 人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用 を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以 後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10576」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立 不足額)	「第68条の41第2項」、「第68条の41第3項」又は 「第68条の41第12項」	10564	「9」欄の金額

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(https://www.nta.go.jp)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」 →「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」



収受印	*****		税務署長殿 至 平成 令和		年	月			自彻掟	西 分	・井	提出分)
納税地						連結グルー整理番	号					
(フリガナ)			電話()	_		連結親法整理番	号					
連 結 親 法 人 名						提出枚	数		枚	うち		枚目
法人番号						事業種	I				業種番号	
期 末 現 在 の 資本金の額又は	兆	+6	意百万	Ŧ	H	※ 提出年 税 務	月日 4	介和	年		月	H
出資金の額 連結所得金額又は 連結欠損金額		十億	意 百万	Ŧ	H	務署処理欄						
租租	说 特 別	措置	登法の条項	Į	区分	番号		適十億	月百万	Ħ	額	Ħ
第 68	条の	第	項 第	뭉								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項 第	뮺								
第 68	条の	第	項第	号								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項 第	뭉								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項第	뭉								
第 68	条の	第	項 第	뭉								
第 68	条の	第	項 第	뭉								
第 68	条の	第	項第	号								
第 68	条の	第	項 第	붕								
第 68	条の	第	項 第	号								
第 68	条の	第	項第	号								
第 68	条の	第	項 第	号								

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。